平成27年塩尻市議会3月定例会福祉教育委員会会議録

〇日 時 平成27年3月10日(火) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

○審査事項

- 議案第 9号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例
- 議案第12号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例
- 議案第13号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例
- 議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○出席委員

委員長 宮田 伸子 君 副委員長 鈴木 明子 君 委員 東条君 委員 務台 昭 君 五味 中原 巳年男 君 委員 金田 興一 君 委員 委員 永田 公由 君

○欠席委員

なし

○説明のために出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

庶務係主事 高津 彬 君

午前10時00分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。この際申し上げます。審査に関する御発言は録音をしておりますので、委員、職員ともに全てマイクを使用していただきますように御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。お忙しい中、福祉教育委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。条例案件のほか、来年度予算等お願いを申し上げるわけでございます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長** 本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。副 委員長のほうより日程をお願いいたします。

○副委員長 おはようございます。日程ですが、本日、あすと2日間にわたって議案の審査を行います。あすの審査終了後、福祉教育委員会の協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。また、議員の審査に関係する職員のみの出席といたしますので、随時退席を認めます。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第9号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第9号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。 ○福祉課長 では、議案関係資料の41ページをお開きください。1番の提案理由ですけれども、長野県では、 子育て支援施策の充実を図るための長野県子育て支援戦略の1つといたしまして、福祉医療費給付事業の県対象 枠を拡大することとして、福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正を行うこととなりました。これを受け まして、本市といたしましても障がい児の健康の保持、増進、それから当該世帯の経済的負担の軽減を図るため、 福祉医療費給付金の受給者資格に係る要件を見直すことといたしまして、必要な改正をするものです。

改正の概要ですけれども、県の対象枠の拡大は、入院の場合には現行小学校3年生までとしているものを中学 校卒業までに、障がい児に対する所得制限を廃止するものです。本市では、既に中学校卒業までの医療費を対象 としていますので、18歳になった年度末3月31日までの障がい児に対します所得制限を緩和しようとするも のです。

3番、条例の新旧対照表です。次のページをお開きください。第4条第1号に、ただし、から、適用しない、 までを加えるものです。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

- ○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問はありますか。
- ○副委員長 県が対象枠を拡大するっていうことは、予算的にも措置があるということでよろしいですか。

- ○福祉課長 予算措置させていただいてあります。
- ○委員長 じゃあ、私から1つ。この緩和されることによって対象に当たる人数は、どのくらいふえますでしょうか。
- ○福祉課長 大体8人から10人ぐらいだと思います。予算額ですけれども、大体80万ぐらいを予定しております。
- ○委員長 ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第9号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第10号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 同じ資料の43ページをお願いいたします。議案第10号介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、第6期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の利用者数、サービス量等に基づき保険料率を定めることに伴いまして、必要な条例改正をお願いするものでございます。この文面をかみ砕いて説明させていただきますと、第6期計画の平成27年度から29年度までの3カ年間にわたる財政運営期間中の保険料は、さきの本委員会協議会並びに議員全員協議会におきまして御説明申し上げましたよう、大幅な給付費の増加が見込まれるものの、26年度特別会計決算見込みによる剰余金並びに現在保有する財政調整基金の2億7,800万円余を活用すると、保険料率の引き上げを行わなくても3年間の収支の均衡が保たれますので、第6期の保険料は現行の保険料を据え置くものとします。

この中で、今回の条例改正は、2の概要の表をごらんいただきますと、現行の第1段階と2段階を統合した上で、段階の区分数を現行の12から11段階へと変更をお願いするものでございます。これは、現行の第1から第6までの市民税非課税世帯の所得区分を国の政令による規準を適用していることから、政令改正に伴いまして、国と同様に第1と第2段階を統合いたしたく改正をお願いするものでございます。なお、左の改正案の第1段階につきましては、27年度分の保険料から公費を投入した軽減制度が部分的に導入され、国の新年度予算が今国会で審議しております。それが成立後に政令改正が予定されておりますので、本年6月市議会に再度条例改正を提案させていただきます。具体的に申し上げますと、改正案の区分にあります基準額掛ける0.45、料率が0.45でありますので、5割5分軽減となります乗率を0.05引き下げ0.40とすることで、公費負担を投入

した6割軽減を導入するよう予定しております。

次に、裏面の44ページをお願いします。44ページでは、参考資料として改正案の段階別の所得区分と対象人数などを掲載してございます。今回統合をお願いいたします第1段階は、これまで生活保護受給者と世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者の階層と、公的年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の階層に分かれていたものを、1つの階層に統合したいものであります。この表の第1段階から4段階までが、加入者本人を含め世帯全員が市民税非課税世帯、第5、第6段階が、本人が非課税で、世帯員に課税されている方がいる世帯となります。第6段階以降は、本人を含めて課税所得となります。表の中ほど、段階別の人数を見ますと、第5段階の規準保険料となります月額5、100円、年間で6万1、200円の階層が全体の21%を占めておりまして、一番多い状況でございます。

次に、45ページからの新旧対照表をごらんください。条文が国の政令を引用していることから、大変わかりにくいものでございますので、簡潔に申し上げます。左の改正案の第2条の(1)が第1号。これ第1号と言いますけども、この第1号が改正後の第1段階となります。その下、第2号が改正後の第2段階。第3号が改正後の第3段階、以下同様に、ページを1枚めくっていただきまして46ページの第11号、下のほうにございます第11号が改正後の第11段階となります。なお、右側の現行条文では、12段階を採用する中で第10号までの規定となっております。これは、国の政令において特例の2つの段階を設けていたことから、その2つの段階を条例の附則で規定しているものでございます。

次に、条例の施行日等につきまして、資料を変えていただきまして、恐れ入ります、議案集をお手元にお願いします。議案集の第10号をお開きをください。議案集の第10号介護保険条例の一部を改正する条例の下段の附則におきまして、改正条例の施行日等を第1項と第2項で平成27年4月1日から施行し、27年度以後の年度分の介護保険料から適用する旨を規定しております。また、その下の第3項では、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置として、2行目にありますよう、総合事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が別に定める日までの間は行わず、市長が別に定める日の翌日から行うものとする経過措置を設けます。この総合事業は、介護保険法の改正に伴いまして、第6期計画期間中に要支援1、2の方に対します介護予防給付の訪問看護のホームヘルプサービスと通所介護のデイサービスが保険給付から外れ、市町村が行う地域支援事業へと移行します。またあわせまして、地域住民による配食や見守りなどの生活支援サービスを組み合わせた総合事業が導入されます。介護保険法では、第6期計画の27年4月1日から導入、施行するよう法改正が行われていることから、総合事業を27年度以降に実施する市町村にあっては、条例に法に定める実施日を猶予する規定を定めるものとしておりますので、本条例の附則においてその猶予に関する規定を設けたいものでございます。なお、附則には、総合事業を実施する具体的な期日を明記しておりませんが、本市では、29年4月1日から実施いたしたく予定しております。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の方から御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第10号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

○**委員長** 議案第11号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 議案関係資料に戻っていただきまして、議案関係資料の48ページをお願いをいたします。議案第 11号指定地域密着型サービスの事業の人員などの基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。標題の条例は、平成23年5月に公布された第1次地方分権一括法により、国の省令で定めていた事項を市町村の条例で定めるよう地方自治体に権限が移譲されたことから、国の基準と同様の内容を規定した条例となります。また、標題の指定地域密着型サービスの事業とは、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームなど、事業所の所在する市町村が事業所の指定を行い、原則としてその市町村にお住まいの方が利用できる施設で、要介護1から5の方を対象とするサービスです。今回の改正は、1の提案理由にありますよう、国の省令が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、当該基準に準じて条例改正を行いたくお願いするものであります。

2の概要につきましては、新旧対照表の中で御説明申し上げますので、下の4の条例の施行等につきましては、 平成27年4月1日から施行をお願いするものであります。

それでは、右の49ページの新旧対照表をごらんください。49ページ最初の目次の第9章の改正では、現行の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めます。この総合型サービスとは、通い、泊まり、訪問介護に医療行為の伴う訪問看護を組み合わせたサービスで、本市にあります小規模多機能型居宅介護事業所に訪問看護を組み合わせたサービスとなりますが、本市では、現在のところ該当する事業所は1つもありません。名称を改める理由は、このサービスを具体的にイメージできる名称として、看護小規模多機能型居宅介護に改めるもので、このページ以降、随所にわたり条文の改正を行っております。

続きまして、第6条以降の本文の改正につきまして御説明申し上げますが、この条例に規定されているサービス事業所の種別は、第6条の定期巡回、随時対応型訪問介護看護など、合計8つのサービスに関する規定を定めております。このうち、本市にありますサービス提供事業所は3種類となりますので、その事業所にかかわります改正内容の主なものを御説明申し上げます。53ページまでお進みをください。53ページとなります。53ページ、第63条第4項改正では、認知症対応型通所介護の通いのデイサービス施設を利用して宿泊サービスを提供する、いわゆるお泊まりデイについて、市町村への届け出を義務化したものであります。お泊まりデイは介護保険外で提供されることから、これまで市町村において実態が把握できない状況にありました。昨年の6月の本会議で質問いただきました。これを、市長への届け出を義務化したものでございます。また、この後の条文で、事故発生時の届け出につきましても義務化する規定を設けております。本市では、認知症対応型通所介護事業所

の通いのサービスを行っているところは4つありますが、そのうち2つの事業所におきましてお泊まりデイを行っていると聞いております。次のページをお願いいたします。54ページ、第65条第1項改正は、認知症対応型共同生活介護事業所、グループホームの入所施設において通いのデイサービス、入所のグループホームにおいて通いのデイサービスを実施する場合の利用者定員を、現行の1日当たり3人以下から、1ユニット3人以下に改めるものであります。ユニットとは、少人数のグループを1つの生活単位に区分けして、1ユニットごとに専用の居住空間と専任の職員を配置した施設になります。グループホームにおいては、1ユニット5人以上、9人以下の定員としております。本市では、グループホームを9つの事業所で運営しておりますが、そのうち2つのユニットを有する事業所が4つあります。また、グループホームを利用して通いのデイサービスを行っている事業所は1つあると聞いております。

次に61ページをお願いをいたします。61ページ上の60ページから続く第85条第2項改正は、小規模多機能型居宅介護事業所にかかわる改正となります。小規模多機能型居宅介護事業所は、通いと泊まり、訪問介護の3種類のサービスを提供する施設となり、市内に4つの施設があります。この事業所の登録定員数を、現行の25人以下から29人以下に改めるともに、登録定員数のうちの通いサービスの利用定員を、現行の15人から18人まで拡大するものであります。

次に、最後63ページまでお願いします。63ページです。63ページ最下段の113条は、認知症対応型共同生活介護事業所のグループホームにかかわる改正となります。ページを1枚めくっていただき64ページをお願いします。64ページの上段から、前ページから続く第113条第1項改正では、グループホームの先ほど触れましたユニット数を、用地の確保が困難であるなど、効率的な運営が必要と認められる場合は、現行のユニット数の1または2を、3ユニットまで可能とする改正となります。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の方から御質問ございませんか。

○副委員長 51ページの第23条のところに、旧というか改正前のものについては、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するっていうふうに、外部の者による評価っていうのが書かれているんですけど、これが、新しいものではなくなっていて、今、外部の者によるっていう、そこのところは誰が行っているのか、ちょっとお聞きしたい。

○長寿課長 それはちょっと触れませんでしたけども、指定定期巡回・随時対応型というものは24時間体制でやるところで、本市にはありません。ただ、過去の条文の中で、小規模多機能型とかグループホームも同じように今回外部評価を外しました。これは何かと言いますと、現在、例えば小規模多機能ですと、地域の住民とか入所者の方とか、市の職員も入っておりますけども、おおむね2カ月に一度、推進協議会とか運営推進施策を設けて評価を行っておりますので、今回の改正の中では、そういう自己評価が推進協議会とかそういう中でできるということで、事務の簡素化の中でこれを廃止をした経過です。したがいまして、これまで外部評価をやっておりましたけども、それを廃止をして、既存にある、そういう協議会とかそういうものを使って評価をしていくというものです。

後段いただきましたその外部評価というものは、現在介護保険事業所が民間のそういう評価会社にお願いをしておりますので、経費的にも10万ほどかかるということで高額なものですので、この部分も介護保険事業所のほうである程度経費の削減が図れるものでございます。以上です。

- **○副委員長** そうしますと、推進協議会とかいうところで客観的なその施設についての指導も行えるということで、今回そこを外して経費の節減にもつながるということでやったという、そういうことですか。
- ○長寿課長 おっしゃるとおりです。私も2カ月に一遍、各施設にお邪魔をしまして、その中で例えば事故の発生の際にも報告をいただいておりますし、利用者定員の関係もいただいておりますので、そういうところ、自己評価を行いながら第三者的な、例えば家族の会もいらっしゃいますし、地元の民生委員さんもいらっしゃいますので、そのような評価を行っていくものでございます。以上です。
- ○委員長ほか、ございませんか。
- **○副委員長** 55ページ。55ページはいいです、済みません、さっき説明聞きました。済みません、続いて、ちょっと先に戻っちゃうんですけども、50ページのところで、施設の規定のところに、併設されているっていうのと同一敷地内に。新しいものの改正のほうは同一敷地内にっていうふうになっていて、併設と同一敷地内の表現が違うんですけど、それはどういう意味合いがあるんでしょう。
- ○長寿課長 この規定はですね、夜間から早朝まで、午後6時から午前8時の間にオペレーター、職員を充てることのできる施設、事業所の範囲を、併設する施設と事業所に加えまして、同一敷地内または隣接する施設の事業所を追加するというものですね。これは、今、サテライト施設っていう、多分御存じだと思いますけども、例えばおおむね20分以内に同じ施設をつくったときに、介護職員が効率的にできるということはありますので。これまでは、併設する、もう横の施設だけでしたけども、それを同一の敷地内または隣接する施設を置くところで、サテライト型施設の中で有効に活用することをうたっております。以上です。
- **○委員長** ほかにございませんでしょうか。
- **○副委員長** 人数の改正が行われて、61ページのところでも25人っていうのを今回29人にするとか、それから、後のほうのグループホームやなんかでも、2ユニットだったのが3ユニットっていうようなことは、要するに対象者がふえていくことに対応できるようにっていうような意味合いなんでしょうか。
- ○長寿課長 おっしゃるとおりですね。ただし、利用者定員がふえることによりまして、利用者と職員数が3対1でありますので、例えば今25人のところを29人にふやしますと、職員もやはり当然1人ふえてきますので、利用者定員もふえますけども、施設側の経営の関係で、今のところふやしたいと検討をしている事業所は1カ所ございますけども、介護保険報酬も下がっておりますので、ちょっと流動的な要素はございます。以上です。
- **〇委員長** ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○委員長 ないようですので、議案第11号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に 進みます。

議案第12号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第12号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 同じ資料の86ページをお願いをいたします。議案第12号の条例改正につきましては、標題をごらんいただきますと、塩尻市指定地域密着型介護予防サービス事業とあります。この介護予防サービス事業は、要支援1、2の方を対象とするサービスで、前段の第11号の条例が要介護1から5を対象とするとなっておりますが、同じ事業所で要支援と要介護の方を対象にサービスを提供しております。また、この条例改正におきましても、前段の第11号と同様に第1次地方分権一括法により定めたもので、今回の条例改正は、第11号と同様に国の省令改正に伴うものでございます。条例改正の内容につきましても、第11号で御説明申し上げましたグループホームなど3種類の事業所にかかわる基準が定められておりますので、改正内容も第11号と同様となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の方から御質問ございませんか。ございませんでしょうか。 それでは、自由討議を行います。ありませんか。

討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第12号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第13号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 同じ資料の101ページをお願いをいたします。101ページとなります。議案第13号の条例改正につきましては、標題をごらんいただきますと、塩尻市指定介護予防支援等の事業とあります。この条例は、さきの12月審議会におきまして、平成25年6月に公布された第3次地方分権一括法によりまして、長寿課などにあります地域包括支援センターの人員及び運営基準などを定めたものでございます。今回、条例の基礎となる国の省令の基準が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、同様の内容で条例改正をお願いするものでございます。

2の概要をごらんいただきますと、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することに伴いまして、規定を整備するものです。これは、議案第10号の介護保険条例改正において 附則の経過措置の中で御説明申し上げました総合事業へと移行をすることに伴いまして、必要な規定を設けたい ものでございます。

4の施行日につきましては、27年4月1日から施行をお願いするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表の中で御説明申し上げますので、104ページをお願いをいたします。104ページ左側、改正案の第31条の第12号改正では、担当職員の地域包括支援センター職員がサービス事業者に対し、条文の2行目にあります介護予防訪問看護計画書等の提出を求めることを規定したものです。この訪問看護計画書は、医療行為の伴う訪問看護を行う際に、主治医の指示書のもとに訪問看護計画を立てサービスを提供するもので、個別計画と言われております。これまで、個別計画の提出を求めておりませんでしたが、今回の改正により提出を求めることで、在宅の介護度の高い方への個別事例を検討する際に役立てていくものでございます。

次に、107ページをお願いをいたします。107ページ最下段の第31条に第28号を新設いたしますが、 この第28号は、前段の第12号改正による指定介護予防支援事業者に対し、地域包括支援センター職員から資料または情報提供を求められた際に協力するよう、規定を設けたいものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から御質問ございませんでしょうか。
- **○副委員長** 介護予防の訪問介護や通所介護っていうのは、介護度の低い人が対象になるっていうことなんですけど、さっきの104ページの(12)ですかは、在宅の介護度の高い方への対応というようなことで説明がされたんですけど、もうちょっとわかりやすく。
- ○長寿課長 今回、要支援1、2の方の訪問介護が市町村事業に移行して、給付から外れてまいります。これは、移行後は、例えば、家事援助ですので、シルバー人材センターとか地域の住民の方もできるということで、要支援1、2の方は軽いということで、そういう移行はしてきます。ただ今回は、これは、訪問看護の位置づけの中で、既存の例えば医療行為の必要な方に対してはやはり重点的にやらなきゃいけませんので、要介護、例えば2以上、3以上の中度以上の方にはやはり、こういう訪問看護の中で医療行為を伴ったそういうサービスを重点的にやっていかなきゃいけないかなという国の考えだと解釈をしております。以上です。
- **○副委員長** 具体的に言うと、どういうことへの対応を考えているんでしょうか。
- ○長寿課長 今、例えば地域包括支援センターで個別のこういうケアの関係の検討会議を設けるときに、こういう例えば看護計画みたいなものがありませんので、これを見ますと、これまでの例えば医療行為とかはわかりますので、よりきめ細やかなサービスが提供できるということで、これまでありませんでしたので、そういう情報を手を加えることで重度の方に対する手厚いケアができるかなということで考えております。以上です。
- **○副委員長** それは、今までヘルパーさんなんかがやってこなかったことも、その事業の中でやるっていうことが想定されるということですか。医療サービスというか。
- ○長寿課長 要支援1、2の方が移行をして保険給付から外れていきますけども、要介護1以上の方は既存のサービスが残りますので、おっしゃられたとおり、ホームヘルパーさんは医療行為をできませんので、訪問看護の

できる看護師さん等は、こういう手厚いサービスをやっていくということですね。以上です。

〇委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようですので自由討議を行います。ありませんか。 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまし ては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例

○**委員長** 議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例につきましてを議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 説明に入ります前に、本条例案につきまして具体的な保育料の額につきましては、別途規則で定めることとしております。本条例案を御審議いただくに当たりまして関連がございますので、別途資料で後ほど説明をさせていただきたいと思います。事前に委員長から配付の許可をいただきましたので、本日、資料を配らせていただいております。子ども・子育て支援制度における利用者負担額基準表というA4版の2枚とじのものになりますが、お手元に御用意をお願いいたします。後ほどこの資料で説明をさせていただきます。

それでは、議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例をお願いいたします。議案関係資料108ページもあわせてごらんをください。初めに議案関係資料で創説明を申し上げますが、1番の提案理由のところにございますように、この条例につきましては、子ども・子育て支援法が本年4月1日から施行されることに伴いまして設けます新たな条例でございまして、2番の概要の部分を具体的に申し上げますと、塩尻市にはございませんがこども園ですとか、それから幼稚園、保育園を利用した場合に、保育料としてですね、負担をしていただくということになります。その負担していただきます金額、それを利用者負担額というふうに申し上げておりますけども、今現在はですね、公立と私立と合わせまして、保育園の保育料につきましては、後ほどまた一部改正の条例を説明させていただきますが、塩尻市保育所における保育に関する条例という条例におきまして定めております。私立の幼稚園につきましては、現在は各幼稚園で幼稚園ごとに定めておりまして、幼稚園ごとにそのお金を徴収をしているという状況でございます。新制度に移行する幼稚園になりますと、今度は、その幼稚園に入るにはですね、1号認定という認定を受けることになりますので、この1号認定と、それから2号、3号、いわゆる保育園に入られる3歳以上児が2号認定でございますし、保育園に入る3歳未満児が3号認定というふうに言いますけども、この1号から3号までの認定を受けて利用されるサービスについての金額を全て市で定めるということになります。で、今回、このような新たなですね、利用者負担額を定める条例というものを定めるということでございます。

それから、9月の議会でもお話をちょっとさせていただきましたけれども、地域型保育事業というものがござ

います。これは、今現在、塩尻市にはございませんが、ゼロ歳から2歳児までを対象といたしました、例えば小規模保育事業ですとかっていう、そういう保育事業を行った場合、そういう利用をする場合にも、今回のこの1号から3号までの認定を受けて利用されるという場合にこの基準額表というものを使いますので、あわせてお願いをいたしたいと思います。

それでは、議案集のほうのですね、第14号をちょっとごらんいただきたいと思います。1ページのところに趣旨、第1条としてございますが、これは、今説明を申し上げました内容が書いてございまして、2条の定義は、用語の定義でございまして、法に定めるところによるということで定めております。それから、第3条の利用者負担額の部分でございますが、ここの部分では、(1)(2)(3)ということで、1号、2号、3号がございますが、1号ではどういうことを言っているかと言いますと、先ほど説明申し上げましたが、2号の認定を受けると、3歳以上児の保育園を利用されるという方になるんですが、この方が保育園を使う。それから、そうではなくて1号になってですね、要するに保育の必要はないということで、教育を受けるということで幼稚園を受けるという認定を受けた方が幼稚園を使われる場合、そういういわゆる普通の利用と、それから、そうではなくてですね、保育園を利用できるというふうに認定を受けたんだけれども、お父さん、お母さんが一緒に住んでいて送り迎えをやってもらえるので、私は幼稚園を受けたいわという場合には、幼稚園の利用をすることもできます。ですから、2号認定を受けたからといって必ず保育園に行かなきゃいけないということではなくてですね、場合によっては1号の幼稚園を使うということもありまして、そういうふうに使った先の利用額を支払っていただくということが、この1号のほうに、(1)のところに書いてございます。

(2) のほうの法附則第6条第4項の規定によりという部分ですけれども、こちらにつきましては、今現在塩 尻市に2つの私立の保育園がございますけれども、サンサン保育園やよしだ保育園のような民間保育所について は、当分の間、特定保育所という扱いになりまして、市町村と委託関係ということになります。この保育に必要 な費用額というものを計算して委託費として民間保育所に市が支払うということが書いてございまして、(3)の ほうの第3号におきましては、これは現在塩尻市には移行する予定はないんですが、3つの私立の幼稚園が新制 度に移行した場合ですね、その場合には、この3号の規定によりまして、今現在の保育料の算出の仕方ではなく てですね、全国統一な部分と、それから地域に特化した部分と合わせて計算をしましょうということが書いてご ざいますけれども、第3号の部分につきましては、塩尻市では4月以降まだ移行する幼稚園はございませんので、 該当はいたしません。

第4条の委任でございますが、この部分で細かい金額等につきましては規則で規定をするということでございまして、後ほど説明をさせていただきます。

それから、その附則のほうの下のほうにいっていただきますと、第2項のところで、塩尻市保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例ということでございますが、これは、議案関係資料の109ページの新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。先ほどちょっと申し上げましたように、今現在この条例を定めまして、保育園の関係につきましては、既に保育所条例、こちらのほうのですね、塩尻市保育所における保育に関する条例という条例で保育料の関係についてはうたっております。第4条の改正が主なものでございますけれども、保育料のところに、現行、法第56条第3項の規定により徴収する保育費用の額は、市長が別に定めるというふうな規定になっております。これにつきまして、56条の第3項にはですね、一部省略をいたしますが、市

町村の長は、本人又はその扶養義務者から当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるという規定になっております。この56条第3項の規定というのがですね、子ども・子育て関連3法の制定によりまして、児童福祉法も改正になりまして、この56条第3項の規定がなくなりました。ということで、保育料を徴収する根拠がなくなってしまうということで、左側のですね、改正案のところにございます第4条の第1項に、市長は、保育所における保育を行った場合には、その保護者又は扶養義務者から保育料を徴収するものとするということで、徴収することができるという規定を、まず1項に設けました。

それから、第2項といたしまして、保育料の額につきましては、今回新たに定めますこの利用者負担額を定める条例によって額を定めるものですから、そちらのほうを引用するよということを第2項のほうでうたっております。詳細に言いますと、その条例からまた規則のほうに引用しておりますので、規則で定めるということになります。

左の108ページの4の条例施行日等につきましては、平成27年4月1日から施行するということになって おります。

それでは、本日お配りした資料のほうをちょっとごらんいただきたいと思います。まず(1) 1 号認定子どもの利用者負担額といいますのが、これが、幼稚園の保育料ということになります。ただ、先ほど来から申し上げておりますように、市内にはですね、こちらの新制度に移行する幼稚園はございませんので、ことしの4月以降も幼稚園につきましては、この表の金額ではなくて各幼稚園で定めた保育料を幼稚園が集めると、徴収をしていくということになりますので、現在のところは、ただ定めておくということになります。下のほうの既存の幼稚園云々のところにもそういう記載をしてございます。2つ目のマークのところで、利用者負担額は、内閣府が示す額と同じ額になっているということでございまして、例えば、E階層の2万5,700円というところは、これにつきましては、国が定めている表をそのままこちらのほうに継承をさせていただいております。

おめくりいただきまして(2)の2号認定子どもの利用者負担額という、こちらが先ほども申し上げました3歳以上児のお子様の保育料でございます。次の(3)というのが3歳未満児の保育園に通われる保育料ということになります。まず、定義のところでございますが、今までと違いますのは、この定義のところに書いてございます金額が、今までは所得税から引っ張ってきておりましたけれども、今度改正になりまして、ここにもございますように住民税、市民税ですとかですね、そういう住民税をベースに算出をすることとなりました。階層につきましては従来とほぼ変わっておりませんけれども、その右側のほうに行っていただいて利用者負担額の部分がございます。左側のほうに保育標準時間認定、右側に保育短時間認定ということで、2つの区分に分かれておりますけれども、幼稚園につきましては教育標準時間ということで一本化されておりますけれども、保育園につきましては8時間の短時間保育というものと、それから11時間という標準時間というものが今回設けられました。今まではですね、この8時間保育というものが標準と言いますか、通常保育時間としてやっておりまして、当然のことながら保育料につきましても8時間が基本となっておりました。そこで、今回のこの金額のつくりにつきましては、右側の保育短時間認定というところ、例えばC1であれば1万1,000円というふうに書いてございます。この金額というものは、今の保育料とほとんど同じ金額に設定をさせていただいてございます。その左側の標準時間認定の部分の、今のC1でいきますと1万5,200円というふうに月額がなっておりますが、こ

の4,200円の差というのはですね、3時間分の長時間保育料の金額、30分当たり700円になりますけれども、この時間をプラスした金額で設定をさせていただいております。例外がですね、B2というところに、住民税が非課税世帯で母子世帯等以外の世帯というところで、標準時間が6,000円ということで1,000円しか違っておりませんが、これは、国が定めます標準額が、この世帯につきましては6,000円というのが上限額となってございます。ですので、ここは1,000円しか差がついてませんが、6,000円ということで入れさせていただいてございます。

ここまでにつきまして、今回、本会議のほうでもお話をさせていただいておりますけれども、3歳以上のこの保育園、幼稚園に通う児童につきましては、今回、にぎやか家庭応援事業といたしまして、第2子であれば保育料を半額、第3子以降は無料ということにすることになっておりますので、この今つくってあります表の下にですね、備考としてその旨、明記をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後のページです。(3) の3号認定子どもの利用者負担額につきましても、つくりは、(2) の2号者と同じでございまして、短時間と標準時間の差は4,200円ということで、長時間分を計上させていただいているものでございます。なお、この(3) につきましても、要するに3歳未満児につきましても、塩尻市独自の減免策であります、第2子であればですね、保育料の10%の軽減、それから第3子以降であれば20%の軽減というものは、引き続き行ってまいりますということでお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

- ○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様より御質問はありませんか。
- **○副委員長** 今年度というか来年度4月からすごく変わっていくっていうことで、既に入園の準備を進める段階でいろいろな質問や、とまどった問い合わせとかもあったんではないかと思うんですけども、新年度に向けて保護者の皆さんには十分、システムとか納得していただけているんでしょうか。
- **○こども課長** 副委員長さん御指摘のとおりですね、本当に、いざ自分のところに通知が来てですね、初めて、あって言って、聞かれたりというようなケースもございました。それで、今回特別にですね、新制度になったことによってですね、今までとの違いですとかというものをわかるようにしてですね、お配りをしたりとか、それから長時間保育の関係につきましても、今までは8時間しかなかったものですから、8時間の後に長時間を足していくっていう方式だったんですが、それが、例えば短時間という認定を受けてもですね、3時間の延長をつけますと11時間になってしまうものですから、11時間になったら、今度は標準に変わってしまうんですね。ですから、そこのところも長時間の申し込みをしていただくときに丁寧に説明をさせていただいて、今現在も実際には短時間で認定をいただいたんだけれども、どうしてもやっぱり常に3時間以上使いたいということでですね、変更の申請がもう既に来ていて、認定を変えていったりというようなこともございまして、今後もですね、これにつきましては、保育料につきましてまた月末に通知を出すようになるんですけれども、その際によりわかりやすいですね、説明をまた加えたりしていくということで、事あるごとに説明をさせていただいている状況でございます。
- **○副委員長** 今度、月末に請求額っていうかがわかったときに、認定を、標準であったり、短時間であったりっていうのの選択を変えたいとかっていうような希望があったときには、対応できるんですか。
- **○こども課長** 基本的にですね、うちのほうでまず120時間っていう時間がございまして、その120時間を

超えているかどうかっていうところで、標準時間と短時間というのは1回出ますけれども、認定が。その後でですね、実際に、例えば11時間をいただいてもですね、自分が使うのは10時間でいいっていう場合に、じゃあ、10時間でいいんだけど11時間の認定をいただいたので、1時間は早く迎えに行くっていうと、何か損したみたいな気分になっちゃってですね、11時間ただ保育園に預けておかなきゃというような気になってしまうということも考えたりするとですね、であれば、短時間の8時間にですね、2時間の延長分を足していただいたほうがいいんじゃないかという、そういうもともとの発想なんですね。ですから、標準時間という認定を受けて、だけど私は11時間必要ないよという方は、短時間にという、もちろん今後もそういう方は出てくるかもしれませんけれども、それについては、出てきた時点でですね、対応させていただくということになっております。

- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。
- ○永田公由委員 このいわゆる新しい条例で、今までのね、保育料と今度の保育料との差っていうのはあるわけです。
- **○こども課長** その差っていいますのは、個人がという意味ですか、それとも市全体の。
- ○永田公由委員 保護者がね、払う保育料が、今度の今示されてる負担額が、現在の保育料と差があるかどうかです。
- ○こども課長 先ほどちょっと申し上げましたように、定義のところで区分がですね、今までの所得税の部分から住民税に変わったというところもございますし。階層自体はですね、一番下のほうにHというのが設けられましたけれども、最高額っていうのが今まではなかったものですから、そこの部分の方については、上がったり下がったり、当然出てまいります、そこの部分は。ただ、中間の階層の中でですね、去年と全く同じ所得であった場合にですね、全く同じであった場合でも、本当にその金額が前回の今の階層の上のほう、下のほうというところにいらっしゃった方については若干上下することはあろうかと思いますけれども、基本的には同じか下がる方のほうが、多分、多いんではないかと。特に、第2子、第3子の関係の軽減が入ってまいりますので、そこら辺のところは、なかなか第1子のお子さんしか持っていらっしゃらない方であれば比較はすぐできるかと思いますけれども、つくりとしてはそういうつくりをしております。
- ○委員長 済みません、今のに関連してなんですけど、所得税から住民税に階層の段階の判断を変えることによって、全体的に下がるということは、全体的に収入も下がるということでしょうか。
- ○こども課長 そうですね、その部分で2,000万円くらいの減額になろうかと思っております。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

ないようですので、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○委員長 ないようですので、議案第14号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○**委員長** 異議なしと認め、議案第14号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を 定める条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩とします。

午前11時13分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第22号 平成27年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 議案第22号平成27年度塩尻市一般会計予算中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。それでは、2款総務費、3款民生費の1項社会福祉費までの説明を求めます。○交流支援課長 それでは、14目市民交流センター費ですが、予算書では110、111ページをお願いいたします。説明資料では40ページ、41ページになります。それでは、予算書の説明欄に従いまして説明させていただきます。

市民交流センター費。初めに1つ目の白丸、嘱託員報酬3人分、社会保険料ですが、交流企画、協働コーディネーター等の嘱託員の報酬となります。

3つ目の白丸、市民交流センター管理諸経費につきましては、1億2,107万5,000円でございますが、 主なものでございます。おめくりいただきまして、説明欄113ページになりますが、上から5つ目の黒ポツ、 施設管理委託料3,672万円ですが、市の専用部分の清掃、警備、空調機器保守点検管理委託料等になっております。次の黒ポツ、駐車場整理業務委託料230万4,000円につきましては、市営駐車場の使用料になります。その下、4つ目の黒ポツ、施設管理分担金6,243万6,000円でございますが、管理組合への支払いで、共益費、電気使用料、下水道使用料になります。

次の白丸、市民交流センター交流企画事業1,847万6,000円でございますが、その中の3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、総合受付担当の5人分の臨時職員の賃金となっております。2つ飛びまして黒ポツ、講師謝礼144万5,000円でございますが、交流センター内での企画運営を行うイベント、各種講座等の講師にかかわる経費でございます。7つ飛ばしまして黒ポツ、IT講座運営事業等委託料450万円でございますが、市民向けのパソコン講座、基礎講座等の委託料になります。それから、2つ下の黒ポツですが、これはことし初めてでございます。市民営提案事業委託料128万3,000円でございますが、施設の市民営化に向けまして市民活動団体等に事業の提案を募り、行政が行うよりも大きな効果が期待できる事業につきまして事業委託をするものでありますが、26年度に、27年度に市民交流センターで実施します交流企画事業に対しまして公募いたしまして、その中から2つの事業につきまして委託をするものでございます。

白丸、協働のまちづくり推進事業785万8,000円でございますが、115ページになります。7つ目の 黒ポツ、市民活動支援業務委託料150万円は、活動団体育成講座やチャレンジ事業実施団体の自立に向けた支 援、活動相談、コーディネート業務等、市民活動の一部を委託するものでございます。それから、下から2つ目の黒ポツ、まちづくりチャレンジ事業補助金380万円でございます。この補助金につきましては、体験型の事業につきましては10分の10の補助率、上限を10万円といたしまして、発展型事業につきましては、段階に応じた団体の自立を目指す事業の展開を目指しまして、40万円までの補助となるところでございます。一番下の黒ポツ、えんぱーくらぶ協働推進事業負担金につきましては、市民交流センターのサポート組織であります、えんぱーくらぶが自主的な事業を展開していくための予算でございます。

次の白丸、市民交流センター情報関連機器運用事業1,518万2,000円ですが、市民交流センターの情報関連ネットワークを、利用者のニーズと利用体系に即した情報提供サービスに更新するものでございまして、2つ目の黒ポツ、パソコン等保守委託料につきましては、新しいシステムが稼働するまでのネットワーク管理業務委託料346万5,000円。一番下の黒ポツ、パソコン等使用料1,073万7,000円につきましては、更新後のネットワーク機器使用料及びネットワーク保守点検料でございます。以上でございます。

○福祉課長 それでは、予算書132、133ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉務費です。2つ目の白丸、社会福祉事務諸経費、1つ目の黒ポツになります臨時職員賃金は、26年度までは人事課予算に計上してありました地域福祉係の臨時職員賃金になります。

4つ目の白丸、地域福祉推進事業の下から4つの黒ポツですけれども、こちらは塩尻市社会福祉協議会への事 業補助金です。いずれの補助金につきましても、事業内容また積算内容を見直しをいたしまして、26年度予算 に比べまして減額をしております。また、ご近所支え合いマップづくり事業委託料につきましては、平成18年 度から防災、地域づくり、地域福祉の各視点を持ってマップづくり事業をスタートし、翌19年度からは塩尻市 社会福祉協議会に事業委託をして、市と協働で推進をしてまいりました。東日本大震災の後は、支え合い、絆の 重み、必要性は、多くの方が再確認されました。しかしながら、マップづくりとなりますと、区長さん初め区の 役員の皆さんの御理解とリーダーシップが鍵となりますが、1年、2年で役員が交代となってしまうことなどに より負担感が大きいこと等が課題とされてきました。各区等の状況を考慮する中で、現体制での事業推進には限 界があると感じまして、26年度をもちまして中止することといたしました。9年間の成果といたしましては、 本年1月末現在、マップ、台帳ともに完成した区が21、マップのみが完成した区が2、台帳のみが完成した区 が6、完成には至っておりませんけれども、何らかの取り組みをしている区が15、全66区中44の区で取り 組みをしていただいてきました。また、この間の延べ支援回数は223回でした。今後ますます御近所同士の支 え合いは必要となると考えておりますので、支え合いによる地域福祉の推進や自主的な福祉活動の支援につきま しては、社会福祉協議会への地域支え合い事業補助金の内容を整理し、ふれあいセンターを拠点とした事業とし て取り組むことといたしました。東部圏域につきましては、施設整備が整うまでの間は市社会福祉協議会の地域 支え合い事業補助金の対象事業としています。

次の白丸、民生委員等活動推進費は、民生児童委員の地域住民の生活状況把握や、必要に応じた見守り、相談等の活動を支援するため、福祉委員報酬、民生委員協議会活動補助金、民生委員活動費等交付金、これは県の交付金になりますけれども、これらを計上したものです。

次のページ、134、135ページをお開きください。1つ目の白丸、福祉団体等活動推進費は、福祉団体等の活動を支援するための補助金です。下から4つ目の黒ポツ、福祉団体活動補助金は、身体障害者福祉協会、手

をつなぐ親の会、精神障害者家族会、遺族会連合会、赤十字奉仕団、更生保護女性会の6団体への補助金になります。各団体の事業内容、繰越金の有無と内容を精査いたしまして、保護司会補助金を減額いたしまして、更生保護女性会への補助金を増額しております。

次の白丸、ふれあいセンター洗馬施設維持費、1つ目の黒ポツ、営繕修繕料は、男女浴室のエアジェットノズルの取りかえを予定しているものです。次の黒ポツからの車両修繕料、車両保険料、検査手数料、車両リサイクル料、車両重量税は、マイクロバスの7年間のリース期間が終了となりまして市へ譲渡されるため、それぞれ必要な経費を計上したものです。次の黒ポツ、ふれあいセンター洗馬指定管理料は、市社会福祉協議会への指定管理料で、指定管理期間は平成25年4月1日から30年3月31日までの5カ年で、3年目となります。

次の白丸、ふれあいセンター広丘施設維持費は、こちらも市社会福祉協議会への指定管理料とマイクロバスの リース料です。指定管理期間は、本年度から平成32年3月31までの5年間となります。

次の白丸、臨時福祉給付金給付事業と、次の白丸の子育て世帯臨時特例給付金給付事業の概要につきましては、 予算説明資料21ページで説明をしておりますので、あわせて御確認をいただきたいと思います。初めに臨時福祉給付金給付事業ですけれども、26年度に引き続き税制抜本改革法に基づき消費税率引き上げによる影響を緩和するため、国が支給する給付金の給付業務にかかわる事業費になります。27年度の事業では、支給対象者は市民税の均等割が課税されていない者で、基準日の平成27年1月1日に本市に住民登録していた者です。支給額は、対象者お一人に対して6,000円を給付するものです。また、基礎年金受給者等につきましては、26年度では5,000円の加算がありましたけれども、27年度ではこの加算はありません。対象者は1万800人余を想定しております。下から3つ目の黒ポツ、パソコン保守点検委託料は、26年度事業実施に伴い導入いたしましたシステムのうち、27年度に変更となります支給額、それから加算措置の廃止分、申請書の内容などの改修を含む保守点検委託料になります。

次の白丸、子育て世帯臨時特例給付金給付事業ですけれども、こちらは子育て世帯に対する給付業務にかかわる事業費です。次のページ、136、137ページをお開きください。こちらの給付金は、平成27年5月31日を基準日として、27年6月分の児童手当の受給者が対象となります。支給額は、対象児童お一人につき3,000円です。対象者は9,300人余を想定しております。下から3つ目の黒ポツ、パソコン保守点検委託料は、臨時福祉給付金と同様、26年度事業から変更となる箇所の改修と保守点検委託料です。両給付金の給付スケジュールにつきましては、国からは10月からの支給を基本とした事業計画を立てるよう通知が来ております。それに沿った申請開始時期、期間等を今後検討しまして周知をしてまいりたいと考えております。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法が4月から施行されることに伴い、生活保護に至る前の段階から第2のセーフティーネットとして相談支援を行う生活就労支援センターを保健福祉センター内に設置、また、この業務は市社会福祉協議会へ事業委託することとして、ただいま準備を進めているところです。1つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料は、その委託料になります。次の黒ポツ、低所得者資金貸付事業補助金は、生活保護等の決定を受けるまでの間に必要となります生活資金の貸付事業に対します補助金です。26年度までは、市社会福祉協議会への地域支え合い事業補助金の中で実施してきた事業となります。その事業をこちらの事業へ移行したものです。また、住宅確保給付費は、法の施行に伴いまして生活保護扶助費の住宅支援給付費から移行となるもので、再就職に向けた就労活動を支えるための家賃支援を行うものです。

次に、2目障害者福祉費になります。1つ目の白丸、嘱託員報酬は、福祉課に配置しています手話通訳者の報酬等になります。

次の白丸、障害者福祉事務諸経費は、8つ目、真ん中あたりになると思いますけれども、8つ目の黒ポツ、備品修繕料ですが、こちらは障害者総合相談支援センター、ボイスにあります印刷機能つきホワイトボードの修理代です。一番下の黒ポツ、障害者スポーツ大会負担金は、毎年6月に開催されます松本、塩尻、安曇野、東筑摩郡合同の障害者スポーツ大会の本市の負担金になります。

次の白丸、障害者生活支援事業ですけれども、次のページをお開きください。1つ目の黒ポツ、障害者福祉センター指定管理料は、市社会福祉協議会への指定管理料です。指定管理期間は平成23年度から5年間の5年目となります。3つ目の黒ポツ、通所通園通院等推進事業補助金は、人工透析のための通院費や、障害児通所施設への交通費の一部を助成するものです。下から3つ目の黒ポツ、重度心身障害者等家族介護者慰労金は、重度心身障がい者と同居しまして年間180日以上介護している方に対し慰労金、年額8万円になりますけれども、を給付をするものです。

次の白丸、障害者福祉サービス事業には、国で定めた基準に従い、個々の障がいの程度等を踏まえたサービス利用計画に基づくサービスを提供するものです。3つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金は、前年度予算額に比べ増額になっておりますけれども、こちらは認定調査件数がふえることによります増額です。4つ目の黒ポツ、障害者等補装具給付費は、車椅子、補聴器、補装具等の購入や修理に対し給付金を支給するものです。次の黒ポツの障害福祉サービス給付費は、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを提供するもので、サービスの内容につきましては、予算説明資料の22ページにありますので御確認をしてください。前年に比べまして、サービスの利用者、利用件数ともに増加していることから、26年度予算に比べまして増額になっております。1つ飛んで次の黒ポツ、障害児通所等給付費は、児童福祉法に基づく障がい児の生活や療育の支援をするためのサービス給付金です。こちらのサービス給付も、前年に比べ、サービスの利用者、利用件数ともに増加していることから、増加になっております。

次の白丸、地域生活支援事業ですけれども、1つ目の黒ポツ、手話通訳者・要約筆記者派遣賃金ですが、聴覚障がい者等の申請に基づく派遣用務を行った手話通訳者及び要約筆記者の賃金となります。下から5つ目の黒ポツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を市社会福祉協議会に委託するものです。次の地域活動支援センター事業運営委託料は、障がい者の日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動等を通した交流や生きがいづくりを創出していただくことを目的としております。宗賀共同作業所はマシュマロに、楢川共同作業所はビレッジならかわ、また、すみれの丘では創作講座として市社会福祉協議会で講座を開催しており、それぞれ事業委託しているものです。次の黒ポツ、障害者相談支援事業等委託料は、松本圏域の障害者総合支援センター等の運営委託料となります。障害者総合支援法に位置づけられています障害者相談支援事業のうち、精神障害者地域生活支援コーディネーターを、今まで26年度までは県の事業として相談員を配置してきておりましたが、県の事業が26年度末をもって廃止されることになっております。障がい者の施設や病院からの地域生活への移行を重点施策としていることからも、重要な役割を担っていますので、松本圏域事業として継続することとなりまして、この委託料が、本市負担分として70万円余が増額となっております。本市の総合相談支援センターボイスには2名の相談員を配置してきておりますけれども、新年

度からは、週2日ではありますけれども、3人の相談員の配置をすることが可能となりました。全体では、障害者福祉センター指定管理事業といたしまして、すみれの丘に相談員1人を配置し、ボイスと連携を図りながら相談事業を行ってきておりますので、今まで以上、幾分かの充実につながるものと考えております。次のページ、140、141ページをお開きください。4つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、家庭では入浴が困難な重度身体障がい者や障がい児の訪問入浴サービス、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、移動が困難な障がい者に対し移動支援を、日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等を行う日中一時支援等のサービス利用に対します給付金になります。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具給付費は、在宅の重度心身障がい者等の日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付するものです。

次の白丸、自立支援医療給付事業ですけれども、心身の障害を除去、軽減するための医療費の自己負担額を軽減等するための給付事業になります。下から3つ目の黒ポツ、更正医療給付費は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方が対象となります。また、その下の黒ポツ、育成医療給付費は、児童福祉法に規定されました18歳未満の障がい児を対象としたものです。

次の白丸、障害者援護事業は、重度の障がいをお持ちの方の円滑な在宅生活を支援するため、申請に基づき手 当等を給付するものです。一番下の黒ポツ、特定疾患見舞金は、難病の患者に対する医療費等に関する法律と児 童福祉法の一部を改正する法律の施行によりまして、本年1月1日から指定難病が56疾患から110疾患に、 また小児慢性特定疾患は514疾患から704疾患に拡大されております。これに伴いまして、見舞金の対象と なる方も増加するものと考え、前年度より増額の予算計上をさせていただいております。

次の白丸、障害者福祉施設費は、平成10年に開設されました身体障害者療護施設ささらの里建設負担金で、 29年度までの負担となっております。

○**長寿課長** 同じページ、3目の老人福祉費につきまして長寿課から御説明申し上げます。予算案説明資料では24ページに掲載してございます。24ページです。

老人福祉費、最初の白丸、嘱託員報酬は、前年度予算の6人分の計上から4人分へと減額予算としております。 これは、高齢支援係の事務を担当する嘱託職員1人を臨時職員へと改めたことなどによるものでございます。

次のページをお願いいたします。143ページ中ほどの白丸、老人福祉センター等運営事業の一番下の黒ポツ、 老人福祉センターのむら運営費補助金は、隣接する障害者福祉センターの拡張に伴いまして、本年4月1日から 段階的に老人福祉センターの運営規模を縮小することから、前年度予算額から331万円余の減額予算としております。

その下、高齢者等生活支援事業の黒ポツの一番下から2つ上の緊急通報装置設置移転料におきまして、松本広域消防局の緊急通報装置が28年3月末に廃止されることから、その撤去費用を計上してあります。昨年12月末現在、66世帯から御利用をいただいておりますが、撤去後は、既存の美勢タクシーの安心ネットワーク、または、塩尻市地域見守りシステムを利用するよう予定をしております。

次のページをお願いをいたします。145ページ中ほどの白丸、介護基盤整備費の補助金につきましては、広 丘堅石にあります要支援1、2を対象とする、先ほど条例の中で申し上げました小規模多機能型居宅介護事業所 のれんげ草において、スプリンクラーの設置を行うための補助金となります。総事業費を760万ほど見込んで おりますが、国庫補助金が床面積などに応じまして、予算額の518円余となりますので、国の補助金の枠内に おいて補助を行いたく予算計上をお願いしたものでございます。

その下の白丸、社会福祉センター重油流出対策事業につきましては、本委員会におきましても再三御意見をいただいてきました経過がございますので、黒ポツの2つ目、重油調査処理委託料におきまして、センター周辺地下水の計測回数を減らすとともに、その下の環境管理委託料において、シルバー人材センターに委託してまいりましたみどり湖周辺の監視作業を廃止することで事業費の削減を図り、前年度予算額から約40%減額する予算とさせていただきました。

次のページをお願いいたします。147ページ最初の白丸、老人福祉施設措置費の黒ポツの一番下、虐待等緊急保護措置費は、新しい事業となります。近年、身体的及び経済的虐待により、養護老人ホーム等に緊急に保護できないケースがあることから、その費用を市が負担することで虐待を受けられている高齢者の身の安全と緊急避難場所の確保を図りたく、養護老人ホーム等への緊急保護費として2件分の予算を計上してあります。

その下、家庭介護者支援事業の黒ポツの一番下、要介護者家庭介護者慰労金は、前年度予算額から200万円ほどの減としておりますが、実績に応じた予算計上となります。

次の白丸、長寿祝賀事業の黒ポツの一番下、敬老行事補助金は、各地区で開催をいただきます敬老祝賀会に対します補助金として、前年度予算比30万円余の増としております。この補助金は、各地区の75歳以上の人数に応じて人数割と定額割により交付しておりますが、対象者人数の増加に伴いまして、年々予算規模が大きくなっております。財政課からも、28年度予算編成に向けて補助金の見直しを行うよう指示を受けておりますので、区長会と相談しながら28年度以降の補助金につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

その下、介護予防拠点整備事業は、27年度からの実施計画に計上した事業となりますが、大門三、四番町区におきまして介護予防拠点施設の建設要望が寄せられましたので、国庫補助金の受け入れを見込む中で、27年度中に市において建設した後に、指定管理者制度のもとに地元区に運営管理をお願いいたしたく予定をしております。以上です。

○福祉課長 それでは、次のページ、148、149ページをお開きください。4目福祉医療費、福祉医療費給付金事業ですけれども、7つ目の黒ポツになります。福祉医療システム改修委託料は、条例改正で説明いたしましたとおり、受給者資格の要件を見直したことに伴い福祉医療システムを改修するものです。下から4つ目の黒ポツ、福祉医療システム保守委託料は、27年9月でリース期間が終了いたしますが、再リースすることとし、10月から3月までの6カ月分の保守委託料を計上したものです。今までは保守業務を含むリース料としておりましたけれども、ここで保守委託と機器等のリース分を分けるものです。次の黒ポツ、福祉医療システム使用料は、5カ年60月の再リースに伴う10月から3月までの6カ月分のリース料となります。次の黒ポツ、審査集計システム改修負担金は、県の補助対象者の拡大に伴います国民健康保険団体連合会のシステム改修にかかわる経費の本市の負担金になります。

○長寿課長 同じページ、中ほど下の5目の介護保険事務費となります、介護保険事業特別会計繰出金は、特別会計歳出事業費の保険給付費や事務費などに対しまして、法の規定に基づく負担率などに応じて一般会計から繰り出しをお願いするものでありますが、給付費の増などから前年度予算額から1,600万円余の増加予算としております。民生費の途中まで、説明をこれで終わります。

○福祉課長 それでは、6目保健福祉センター管理費、保健福祉センター管理諸経費、一番下の白丸になります

けれども、上から5つ目の黒ポツの営繕修繕料は、平成13年の開設から13年が経過していることもありまして、一般家庭と同様に小破修理が必要な箇所がたくさん出てきておりますので、緊急を要する箇所から順次計画的に対応したいと考えております。また、そのほかに、3階多目的トイレの温水便座と3階湯沸かし室の電気温水器の修理を予定しております。一番下の黒ポツ、環境整備委託料は、敷地内の植え込みの草取りや清掃等を、昨年から実施しております塩尻市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づき、市内の3つの障害福祉サービス事業所、のむらダイム、すみれの丘、そよ風の家になりますけれども、こちらへ業務委託をするものです。27年度は、26年度より若干作業範囲を広げ委託をすることとしております。次のページをお開きください。一番下の黒ポツ、備品購入費ですけれども、こちらは市民交流室の音響映像システムを入れかえ、機器のデジタル化を図ろうとするものです。以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から御質問ございませんでしょうか。

先に済みません。社協にたくさんいろんな事業が委託されてて、毎年予算のときに資料を出していただいてる んですが、その一覧表っていうのは御用意いただけますでしょうか。前年度との比較が見れるような形で。

- ○福祉課長 後ほどでよろしいでしょうか。
- ○委員長 はい、お昼休憩を挟んでで結構です。お願いします。
- ○福祉課長 はい、用意いたします。
- **○副委員長** 説明資料のほうのページで言いますと、21ページになるんですけど、生活困窮者自立支援事業っていうのが今回取り入れられるっていうことなんですが、生活保護に至る恐れのある困窮者に対して行われるということなんですが、こうした人をどのように把握して、こういう事業につなげていこうとしているのか。
- ○福祉課長 今までもそうだったんですけれども、例えばお子さんのことで家庭支援室がかかわっていて、その中で生活状況を把握したりとか、また水道料金の滞納があったりして水道の窓口へ相談に来た方等が、今までも連携を図って生活保護のほうへ相談に回っていただいていたんですけれども、そこの連携をさらに強めましてネットワーク化する中で、庁内的にはそういうところから情報を得たい。また、民生委員さん等にも御協力をいただく中で、地域でそういう方がいれば情報を入れていただいて、相談員が訪問するなどして把握をし、相談に乗っていきたい、そんなふうに考えております。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。
- 〇中原巳年男委員 予算書113ページ、交流センター交流企画事業の中の市民営提案事業委託料って、どんな 内容のものなのか。
- ○交流支援課長 先ほども説明しました市民営に向けた事業ということで、交流企画事業の中で5つの重点分野 の機能を融合した事業、それから5つの重点分野の機能をテーマとした事業ということで募集をしまして、5団 体の応募がございまして、その中から2団体を採用したわけでございますが、1つはビジネス支援でございまして、起業、仕事を始める、そういう方を対象とした事業で、パネルディスカッションや、それから講演会等をいたしましてビジネス支援をしていく。もう1つは子育て支援でございまして、NPO法人わおんの皆さんでございまして、「おしごとことごと」ということで、子供たちが社会のいろんな職業を実際に学んで、これからの参考にし成長していくという、この2つを採用いたしました。以上です。
- ○中原巳年男委員 ビジネス支援の起業支援っていうのはわかるんですが、この子育て支援の体験をさせるって

いうのをもっと細かく幾つか出てますか。

- ○交流支援課長 まず、今のわおんさんという方ですが、この方は、例えば世の中の職業をできるだけ多く経験 させるということで、例えば議会の仕事、それからまちの店屋さんの仕事、図書館の仕事もそうですし、幾つか の仕事を実際に体験して、そしてまた将来どういうふうに職業を選ぶか、あるいは、学んだ中で塩尻のまちをど ういうふうにつくっていくか、そういうところまで勉強させるということであります。以上です。
- **〇中原巳年男委員** 何て言うのかな、一発で終わるんじゃなくて、ある程度自分たちでこういう提案をして、この事業というか、この講座というか、受けた子供たちがちゃんと成長するまで見守ってもらいたいと思いますので、その辺も含めてね、今後の中でお願いしたいと思いますが。
- ○交流支援課長 わおんとの話の中で、できりゃ、来年の構想としましては、自分たちのまちをつくって実際に 議会をやってみたり、そんなとこまで成長すればというふうに話しておりますので、こちらも支援しながらやっ ていきたいと考えております。
- ○五味東条委員 関連ですが、例の、その事業がですね、市民交流センター交流企画事業が昨年度大分減ってる んだけど、どこをどういうふうに減らしたわけだね、これ。
- ○市民活動支援係長 交流支援課の上條です。事業につきましては、内容を充実しながらより効果の高いものを 選ぶということで、個々の事業の数でいくとそんなに減っていないんですが、大まかな事業の枠の中で数を減ら したということで、一つ一つの事業、細かなセミナーについては大きな変化はないと思っております。
- ○五味東条委員 というのは、いわゆる市民交流企画事業っていうのがね、一番の要するに交流センターの目的 のような気がするんだけど、今のそういった市民提案型事業委託事業だとか、そういうものを今やっているんで すが、昨年度と比べた場合、大分減ってるもんだから、要するに、その5つの事業の重点をやっていたのを2つ に絞ったという意味ですか。
- 〇市民活動支援係長 絞ると言いますか、今の事業費の減自体は、市民営提案事業に移って事業提案をいただいた分もございます。事業費全体につきましては、パソコン等の事業につきましては、新たに市民交流センター情報関連機器運用事業のほうに回っている部分と、管理諸経費のほうに回している部分がありまして、予算の見直しをする中で全体の経費が減っております。
- ○五味東条委員 私、そこもまた質問しようと思っとったんですが、例のこの115ページのね、市民交流センター情報関連機器運用事業っていうのね、これは、昨年は何にもないわけですよね。ゼロなんですよ。恐らくパソコンだとかそういった、要するに保守点検みたいなものは、ここに組み込んだということでよろしいですかね。
- ○交流支援課長 また、新規事業といいますか、今まであったネットワーク、新しく更新するために費用がかかりまして、別の項目をつくりましてここへ出したわけでございます。
- ○五味東条委員 というのは、今までも全部使ってるわけでしょう、そのパソコンの委託や何かも、当然。今度 この市民交流センター情報関連機器運用事業っていうので、別に新しくつくっているような感じを、俺、受ける んだけど、それはどういうことでしょうかね。
- ○交流支援課長 今までのは実は交流企画費の中にございまして、ちょっとわかりにくかったものですから、それを新しく、今度は交流施設係が担当するわけですが、別出ししましてわかりやすくしまして、ここへ出しました。ですから、企画のほうは減額になっております。以上です。

- ○五味東条委員 いいです。
- ○永田公由委員 この市民交流センターのね、市民営っていうことを盛んに言われるんだけど、最終的にどういうことを目指しているわけ。その辺がよく見えてこないんだよね。市民営とはなんぞやっていうことが。
- ○交流支援課長 26年度も市民営研究会を創設しまして、年間6回ほど会議を持ちまして議論をしてきまして、 正直申しまして、これが市民営だというところまではまだ来ておりません。それで、今も予算の説明をいたしま して、できる部分からやってみて、それで検証しながら徐々に広げていこうという仕組みでございます。その検 証もしっかりしながら、もうちょっと議論をしようということで、27年度も続けるということで、今、話をし てございます。そんなところでございます。以上です。
- **○永田公由委員** その研究してるね、その研究委員会とかそういうところで出されてる意見とか、そういったものは、どういったものが出てます、主なものを具体的に言ってもらうと。
- ○交流支援課長 やはり委員さん方の中からもですね、実は、そもそも市民営っていうのはどういうものかというような根本的な意見も出ております。運営についてももう少し掘り下げて、時間をかけて研究しなきゃいけないんじゃないかと。それで、話によっては、市役所の企画課の職員も交えながら意見交換もしてみたいと出ています。まず、えんぱーくから市民営を実現して、それで広げていったらという意見も出ております。ですから、これだというところはまだ出ておりませんが、進めようというところでございます。 2事業、市でやるよりも魅力あるということで、新年度始めますが、それを検証しながらまた徐々に広げていくという意見も出ておりました。以上です。
- ○委員長 済みません、関連して。目標っていうのは、いつごろまでにっていう目標を立てられないで、今何ができるかっていうのをずうっと研究を続けていって、いつか先が見えるだろうという進め方をされてるっていうことですか。
- ○交流支援課長 いつまでも、研究委員さんもいますし、いつまでもってわけじゃございませんけども、もうちょっと掘り下げながら研究を続けているっていうのが現状です。
- **○委員長** 建設から10年後をめどにとかっていうふうに、最初は、えんぱーくを建設するころはそういう話もありましたが、公設民営化ということで、そういったところは、今、期限っていうものはないんでしょうか。
- ○交流支援課長 運営方針を見ましても、何年後というのは、ちょっと明文化はありませんでした。しかしながら、前向きに進めるということで実際に一歩踏み出しているということ、現状でございます。もう少しどうするかということは、もうそろそろという考えにはなっております。
- ○委員長 これに関連、ないですかね。

では、午後1時までを休憩とします。

午後0時00分 休憩

午後0時57分 再開

- ○委員長 それでは、全員おそろいのようですので、引き続き質疑を行いたいと思います。
- **○福祉課長** 済みません、午前中に御依頼のありました市社会福祉協議会に支出を予定しております一覧表を配付させていただきましたので、御確認ください。

- **○委員長** ありがとうございます。それでは、委員の方から質疑はございませんでしょうか。
- **○副委員長** ふれあいセンター広丘のところでお聞きしたいんですが、コミュニティソーシャルワーカーとか健 康運動士を配置するっていうことがありますが、コミュニティソーシャルワーカーの仕事についてちょっと説明 受けたいです。
- ○福祉課長 コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、市域全体を対象としまして、各地域からの御要望等がありましたら、その地域へ出向きまして、地区の課題等を一緒に探し出したり、またその解決策について検討したりというようなことを主にやっていただこうかと考えております。
- ○副委員長 具体的に言いますと、どういった資格を持った方がそういう仕事に当たられるんでしょうか。
- ○福祉課長 一応、社会福祉協議会に条件として出しましたのは、社会福祉士の資格を持っておりまして、経験が、3年以上の経験がある方ということでお願いをしております。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から1つ。113ページの先ほども中原委員のほうから質問がありました市民営提案事業 委託料についてなんですが、今回これは、市民の方からいただいた提案を委託料という形で、お金は出すのでそ ちらで事業をやってくださいという形だと思うんですが、これは継続的にされていくのか、単発の事業になるん でしょうか。今回採択されたその2つの事業について。

- ○交流支援課長 単年という意味でしょうか。
- ○委員長 はい。
- ○**交流支援課長** 単年です。
- ○委員長 単年。この事業は1年だけって。
- ○交流支援課長 はい。また公募をしましてやってまいります。
- ○委員長 その事業をその方たちが、こういうことをするといいなと思ったけど、自分たちにお金がないので、こういう事業はどうかなって提案して、実際にちょっとお金をつけてもらって委託という形でやってみる。その後、それを自分たちでその事業を継続する方法を考えてするのか、ただもうその1つを1回だけで終わってしまうのか。そのあたりはどのようにお考えですか。
- ○交流支援課長 発展的な事業を提案してもらえば、それはそれで次年度、こちらの基準に合えばやっていただけます。発展型もやってもらえば。
- ○委員長 発展型。
- ○交流支援課長 今の事業を発展させて。先ほどもちょっとお答えしましたけども、例えば青少年で仕事体験。 また翌年、それを基礎にして小さなまちをつくりたいというようなことも言ってましたが、それが、立派な企画 となりましてこちらの基準に合えば、それはそれで委託をしていく考えです。
- ○委員長 そうしたら、毎年毎年事業提案をして、それが評価されてこれは採択しようとなると、それに対して 委託料がいつもつくということですか。
- ○市民活動支援係長 提案された事業につきましては、その都度、審査、評価をしてまいりまして、その事業の効果がある、成果が上がると認められるものにつきましては、次年度以降もまた提案をいただく中で採用をしていくような形が出てくると思います。

- ○委員長 ほかに、委員の皆様から。
- ○永田公由委員 147ページの一番下の介護予防拠点整備事業ですけど、これはもうあれですか、国の補助対象となって採択されてるわけですか。
- **○長寿課長** 現在、国会の中で新年度予算の審議が始まっておりまして、まだ議決が入っておりません。例年ですと、3月下旬ごろ県のほうから需要額要望を聞きますけども、今のところまだ予算が決まっておりませんので、この予算の中では、採択が見込まれる、見込みということで計上してございます。以上です。
- ○永田公由委員 場所はどの辺になるわけですか。
- **○長寿課長** 今、大門三、四番町の公民館が大門神社の敷地内にあります。そこを南側へ少し10メートルほど 行きますと、大門三、四番町の街区公園がございますので、そこのところに建設する予定でおります。以上です。
- ○金田興一委員 今の介護予防拠点整備事業の関係ですが、今の街区公園のところへこの拠点にプラス三、四番町の公民館も併設をするということでよろしいわけでしょうか。
- ○長寿課長 今回、要望をいただいておりますのは、建てかえ、公民館でございますけども、ただ国の補助金というのはやはり介護予防拠点施設ですので、一部公民館ございますけども、主にはやはり介護予防拠点施設をやっていかなければいけないかなというもので、同じ建物の中でそういう事業をやるというものです。以上です。
- ○金田興一委員 同じ建物の中でっていうことで、そういう捉え方でいいですね。

それで、もう1点ですが、現在の三、四番町が使ってる、一応名称は大門連合公民館、第二公民館になってる んですが、聞くところによると、街区公園がなくなるんで、その代替としてあれは市のほうで使うよみたいなこ ともちょっと耳にしてるんですが、ちょっとそこらには若干の異論があるんですが、どんなふうな計画なんでしょうか。

- ○長寿課長 現在、都市計画課の中で今調整をしておりまして、あとまた、大門三、四番町と大門連合区と今調整をしておりまして、いろんないきさつがありますけども、市のほうで今、そこの公園は市のほうで管理しておりますので、そこで市のほうで貸すような形で建物を建てたらどうかなというようなことを今考えておりまして、具体的にはまだちょっと話は進んでない状況です。以上です。
- ○金田興一委員 管轄が違うんで、ちょっとここで、これと一緒に論議するわけにもいかないと思いますが、ただ、これとの絡みがあるもんですから今ちょっとお聞きしましたんで。そうかと言って、この絡みで聞くとこないんだよね。わかりました。また後で考えます。
- ○長寿課長 都市計画の中では順調にその手続きがいけば、建設は可能だっていうことを言っておりますので、 今のところはちょっと、うちは心配はしておらない状況です。以上です。
- **○副委員長** 介護基盤整備費のところで、れんげ草にスプリンクラーをということが言われましたけれども、介護施設などでスプリンクラーを未設置のところって、まだ残っていますか。
- ○長寿課長 消防法が、鹿児島県のグループホームで火災の後、緊急的に対策がありまして、昨年、1カ所片丘でやりまして、今のところ、れんげ草が終われば、これで終わりになります。以上です。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。
- **○副委員長** 老人福祉施設設置費で虐待等緊急保護措置費っていうのが盛られましたけれども、金額的にいうと、 大分少額の、お二人分というような見方だということを言われましたけども、少額のようにも思うんですが、こ

れで緊急対応して次へつなげるっていうことなのかなと思うんですけど、そこら辺、どんなふうに。

○長寿課長 先ほど申し上げたとおり、今、経済的虐待等であるということで、昨年もちょっと1人の方、何回も短期に養護老人ホームへ入れた経過がございます。この予算の中では、15万2,000円というものが養護老人ホーム、1カ月、1,730円の30日分と、特別養護老人ホーム1カ月分しか見ておりませんので、長期的はやはり難しいですので、あとは、短期に保護をした後は家族の方と調整しながら、例えば養護老人ホームの入所等を検討していくような形ですので、あくまでもこれは緊急的な措置費ということで計上してございます。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、私からお願いします。139ページの、ボイスに週2日、人が配置されるっていうんですが、どうい う形とかっていう細かいことまで決まってたら教えてください。

○福祉課長 まだ詳細は詰めてないんですけれども、週のうち曜日を決めまして、その曜日は必ず3人体制をとれるような形で決めていけば、利用される方も、その曜日であれば3人いるんだなということで相談しやすいのかなということを考えております。

○委員長 週に2日だけしか来られない、その間の部分を、前回代表質問かな、させていただいたときに、また 社協と御相談してということだったんですが、その後何か御相談をしていただけたかということと、それから、 週に2日、例えば火曜と木曜とか、水曜と金曜とかっていう形で来られた場合に、仕事の多分引き継ぎをする時 間もないくらいに、今お二人がすごく忙しくされているんですけど、そういったところはどういうふうに考えて いらっしゃいますでしょうか。

○福祉課長 まず社協と相談したかということなんですけれども、事務所の中が一緒ですので、今までどおりボイスの相談員が外へ出ているときについて電話が鳴ったりした場合には、社協さんで電話対応していただくと。相談の方については、相談員が戻ってから引き継いで改めて電話をするなり、また緊急の場合であれば携帯のほうへ連絡をするというような対応をとっていただくようになっております。それから、確かにボイス、今いらっしゃるお二人については多忙であるということの中で、圏域の、ボイスとして圏域の会議に出て行くときと、それから、出身法人の母体の役として会議に出て行くっていうようなことも重なったりしていることで、いらっしゃらないときもあるものですから、その会議に出席に対するものも整理をしてほしいということについては、圏域のほうにお願いをしてあります。なので、ちょっとまだ最終的にどの程度改善されるかというところまでは詰まっておりませんけれども、申し入れだけはしてあります。

〇委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、次に進みます。 3 款民生費 2 項児童福祉費から 5 款労働費までの説明を求めます。

〇こども課長 それでは、152、153ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございますが、説明欄最初の白丸、嘱託員報酬6億3,666万8,000円につきましては、204人の嘱託員でございます。内訳は、保育士が198人、栄養士が3人、給食調理員が2人、看護師が1人でございます。

1つ飛びまして次の3つ目の白丸、児童福祉事務諸経費でございます。これは、こども課の事務経費でございまして、上から2番目の臨時職員賃金は、こども課の臨時職員1人分でございます。それから、下から3つ目の中点でございますが、保育料システム使用料260万円は、庁内の住基システムと連動して家族構成ですとか、

保育料等に係るデータを管理しているものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業は、社会福祉法人立の保育園及び認可外の保育所の運営を支援する事業費であります。最初の中点、特定保育所運営委託料につきましては、これまで保育所運営費負担金として、入園児童数に応じた法定の支弁費ですとか、長時間、低年齢児保育に係る負担金を交付して、民間保育所の運営を支援しておりましたけれども、子ども・子育て支援制度が導入されることに伴いまして、負担金から委託料となったものでございます。なお、来年度の社会福祉法人立の保育園2園で、前年と比べましてほぼ同じですが、3人くらいの増を見込みまして園児数137人を見込んでおります。次の中点の認可外保育事業補助金728万1,000円は、松本市のキッズワールドと洗馬にあります自然ランド・バンバンの2つの認可外保育所への運営補助金で、市内在住の入園児数に応じまして補助金を交付しております。

○福祉課長 一番下の白丸、児童手当支給事業になります。次のページ、154、155ページをお開きください。下から3つ目の黒ポツ、児童手当システム改修委託料ですけれども、こちらは、マイナンバー制度が28年 1月に導入されることに伴いますシステムの改修費になります。

〇こども課長 続きまして2目児童運営費をお願いいたします。説明覧最初の白丸、保育士給与費の5億7,00万円余につきましては、正規職員100分の人件費でございまして、内訳は、園長が15人と保育士が85人分となっております。

次の白丸、保育所運営費につきましては、公立保育園15園の運営経費で、保育日数は294日を予定しております。また、昨年までは、保育園の給食関係と園児送迎バスの運行につきましても一緒に計上しておりましたが、来年度からは事業を分けさせていただきましたので、後ほど説明をさせていただきます。予算説明資料47ページにもございますけれども、措置入所を含めた入園予定児童数につきましては、昨年よりも62人増の1,750人を見込んでおりまして、全園で行っております長時間保育や、基幹園で行っておりますデイ保育、休日保育等の特別保育事業などの実施によりまして、保護者の子育てと就労の両立支援を推進してまいります。

保育所運営費の上から1つ目、2つ目合わせまして、長時間保育士の賃金と臨時保育士の賃金でございますけれども、これは保育士の休暇や休憩の代替保育のほか、早朝や夕方の長時間保育などに1時間単位あるいは時間単位で勤務する臨時職員の賃金でございます。子ども・子育て支援制度導入に伴いまして、保育園の11時間の開所が義務づけられておりますけれども、その中で、3園、みずほ保育園、北小野保育園、檜川保育園につきましては、現在10時間半の開所時間ということで、30分延長することといたしました。そのため必要となる長時間保育士の賃金40万1,000円を計上させていただきました。そこから3つ下がっていただきまして、園医謝礼でございます。園医謝礼につきましては、入園児童の内科検診と歯科検診を春と秋の2回実施するものでございますが、年長児の秋の歯科検診につきましては、来年入学ということで就学児健診というものが同じ時期に行われますので、そちらで代用することといたしまして、5万3,000円の減額をいたしました。下から7つ目の中点になりますが、保育費2,151万円余につきましては、絵本ですとか紙芝居、それから保育活動で使用いたします折り紙、画用紙、クレヨンなど児童用の保育用品費でございます。ページをおめくりいただきまして157ページをお願いいたします。一番上の市外保育所入所児童委託料150万7,000円につきましては、市内に居住いたします児童の保育を市外の保育所へ委託するものでございまして、理由といたしましては、里帰り出産ですとか、DV対策、ひとり親の勤務先などの関係によりまして利用されることを想定しております。

下から4つ目の備品購入費につきましては、園児の机や椅子などの保育備品を購入するものでございます。

○教育総務課長 それでは、その下の白丸、保育所施設改善事業をお願いいたします。こちらにつきましては、 保育所施設の維持、修繕等、それから施設の充実等に要する経費を計上してございます。こちらにつきましては 3,345万4,000円ということで、昨年度に比べまして1,112万4,000円の増額となっておりま すが、主な内容といたしましては、保育園3園にですね、エアコンを設置する関係の工事、それから広丘野村保 育園等の改修工事を見込んでおります。エアコンにつきましては、給食調理室のエアコン設置工事、下から2つ 目の黒ポツになります。エアコン設置工事になりますが、給食室につきまして広丘南保育園の調理室のほうへ設 置をします。これで、保育園の給食調理室へのエアコンの設置は完了という形になります。それから、未満児対 応といたしまして高出保育園と広丘野村保育園へエアコンの設置をいたします。それからその1つ上の黒ポツ、 施設整備工事といたしましては、広丘野村保育園につきまして未満児受け入れのための改修工事を行う予定でご ざいます。間仕切りそれからトイレの改修等を実施する形になっております。なお、一番下の黒ポツ、用地取得 費でございます。こちらにつきましては、現在、片丘保育園の隣接地を民地の畑を借りまして、その畑の一部を 農転をかけまして駐車場として使っているという状況でございますが、地権者のほうからですね、もうこれはこ のまま保育園として使っているので、畑としてももう復旧のしようがないというような形の中で、市のほうで買 い取りをしていただきたいという形の中で、ここ何年か御要望をいただいておりました。また、実際、特に要望 を強くいただくような形になってまいりましたので、現在の送迎用の駐車場部分につきまして用地の取得をした いというものでございます。以上でございます。

○こども課長 次の白丸、育児支援推進事業費でございます。地域の子育て支援施設といたしまして位置づけられております保育園や児童館の専門機能を生かしたあそびの広場事業のほか、地域の特色を生かしました保育園の地域活動として異年齢児保育交流や高齢者との世代間交流、郷土文化伝承活動等を通じまして、児童の情操を育む取り組みを進めていく事業でございます。 4つ目の中点、子育て支援ショートステイ事業委託料につきましては、宿泊つきで児童の受け入れを児童養護施設 3カ所に委託するものでございまして、次の病児・病後児保育事業は、風邪等で体調がすぐれず、保育園にはまだ通わせられないというような体調のときに、桔梗ヶ原病院内にありますキッズステーションでお子さんを預かる事業で、いずれも子育て家庭の子育てと仕事の両立を支援しているものでございます。

1つ白丸飛びまして、次の白丸の保育補助員設置事業でございますが、これにつきましては、通称おじいちゃん、おばあちゃん先生でございまして、各保育園に1人ずつ配置をいたしまして、児童の情緒の発達を促すことを目的に週2日勤務で実施しております。

○子育て支援センター所長 それでは、児童運営費、子育て支援センター分について御説明します。予算説明資料は42ページです。あわせてごらんください。159ページをお願いします。2つ目の白丸、子育て支援センター事業費763万円余ですが、27年度の事業としまして、市内3カ所の拠点施設だけでなく、気軽に地域に出かけられる場所をふやすこと。そこに地域のボランティアにかかわっていただくことで母親同士の交流だけでなく、地域の子育てネットワークを広げていくことにつなげていきたいと、市内5カ所でお出かけ支援センターを延べ30回開催いたします。このための予算として、嘱託職員賃金及びおもちゃ等の保育用品の購入費としまして43万円余を盛り込んであります。

次に、こども広場事業4,206万7,000円です。こども広場は、開館以来、市内外の多くの御家庭に御利用いただき、2月末には延べ26万5,000人を超える入場者数となっております。最初の臨時職員賃金430万2,000円ですけれども、これは平日を保育士4人の体制、土曜日曜祝日を5人体制とするための臨時保育士賃金や、交流会等に必要な補助業務のための賃金です。続いて161ページになりますが、下から2つ目の黒ポツ、施設管理負担金3,448万4,000円ですが、これにつきましてはウイングロードビル全体の管理費のうちの面積割の負担額になっております。施設管理費、管理共益費、水光熱費になります。

次に、その下のファミリーサポートセンター事業209万3,000円です。ファミリーサポート事業は、乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の保護者を対象として、援助を受けたい会員と援助をしたい会員の相互援助活動を行う事業です。その仲介事務やサポーターの養成を子育て支援センターでファミリーサポートセンターとして行っております。本市では平成16年度より開始しておりまして、現在、依頼会員、提供会員合わせて400人ほどの会員登録があり、年間の利用件数も430件ほどになります。27年度は、この事業の周知と利用促進のため、生後3カ月から満3歳までの未就園児を対象に、1人につき年間で2時間分、1,200円の無料利用券を配布し、リフレッシュも含めた育児負担の軽減につなげていくため、ファミリーサポート利用料助成金として168万円を計上いたしました。以上になります。

○教育総務課長 それでは、その下の白丸、吉田原保育園・吉田児童館分館建設事業をお願いいたします。こちらにつきましては、26年度、設計、測量等を行いました吉田原保育園・吉田児童館分館につきまして、建設事業を実施するものでございます。事前にお配りしてありますA4の縦の資料、別紙をごらんいただきたいと思います。こちらの別紙資料のほうで御説明を申し上げます。

2番になりますが、事業計画につきましては、吉田原保育園を現地解体をいたしまして現地改築という形になります。建設中につきましては、隣地の現在駐車場として使ってある部分、それから隣接の街区公園の一部を使用いたしまして、仮設園舎を設置の上で対応するという形になっております。

施設の概要といたしましては、延べ床面積1,076平米、うち保育園分が651平米、児童館が425平米という形になっております。構造は、鉄骨造、平家建てという形になります。特に内装につきましては、本会議の際にも御要望いただきましたけれども、木質化という形の中で温かみのある保育園にしたいなということで、腰壁それから床材に県産材を使う予定でございます。また、暖房につきましては、太陽熱の熱循環空調システムという形で、暖かい空気を床下にためまして、床下から回すというような形のもの、それから太陽光発電施設とペレットストーブのほうを、これは補正予算のほうでお願いしてありますけれども、こちらのほうを一緒にあわせて設置をしてまいりたいという形になっております。なお、乳児室につきましては床暖房設備とエアコンを設置。それから、事務室部分につきましては、ペレットストーブにつきまして、点火と消火までで非常に時間がかかるということもありますので、そちらにつきましては従前のFFストーブを想定しております。

工事期間につきましては、27年6月の市議会の議決日後から28年の3月おおむねいっぱいを予定してございます。予定につきましては、5番に御説明のとおりでございますが、4月の入札公告、6月上旬の入札で、6月期の市議会におきまして議決をいただきまして、6月から7月にかけて引っ越しをして、現地解体の上で着工としたいというものでございます。なお、28年度につきましては、4月以降に仮設の園舎の解体と公園の復旧、それから北側の駐車場の整備というものを予定しております。

裏面をお願いいたします。こちらが計画平面図になっておりまして、左側の斜めの点線が入っている部分、そちらの部分が児童館になります。それから、黒い四角がチョロチョロとありますけれども、これがペレットストーブを置く予定の場所という形になっております。なお、ほふく乳児室につきましてはエアコン、それから床暖を使うという形で使ってまいりたいという形になります。

予算のほうにつきましては、昨年度に比べまして、建設費ということで4億6,300万円余の増額という形になってございます。

次の白丸、保育園施設リニューアル事業でございます。こちらは、北小野保育園の大規模改修事業に当たるものでございまして、こちらにつきまして屋根それから外装の塗装改修等のほか、トイレの改修、内装の木質化、それから補正予算で行いますペレットストーブの配備等を行う部分。こちらにつきましては床暖房が入っておりますので、補助熱源としてはそちらを使うという形で計画をしております。以上です。

○こども課長 続きまして、163ページの次の白丸、給食運営費でございます。これまでは保育所運営費の中に含まれておりましたものを細分化いたしまして、新たな事業を起こしたものでございます。5つ目の中点、給食費1億3,692万円につきましては、公立保育園の年間の給食日数285日分の給食やおやつの材料費などでございます。下から3つ目の中点、給食調理業務委託料につきましては、公立保育園15園ございますが、北小野保育園を除きます14園で実施しております給食調理の業務委託料といたしまして、1億144万5,00円をお願いするものです。なお、北小野保育園につきましては、2人の嘱託調理員によりまして直営で現在実施しております。一番下の中点、備品購入費434万6,000円につきましては、給食厨房備品のスチームコンベクションオーブン、あるいは食器消毒保管庫等の高額な備品を計画的に更新することといたしまして、安定的な給食の提供に努めるための費用としてお願いをしております。

次の白丸、園児送迎バス運行事業も保育所運営費から独立した事業でございますが、最初の中点、園児送迎バス運行委託料291万8,000円は、北小野及び楢川保育園の送迎バスの運行業務を委託するものでございます。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業1,734万3,000円は、子育で世帯に選ばれる地域の創造の中で、子供を生み育てる環境の整備といたしまて、出産、子育での負担軽減を図る事業でございます。予算説明資料47ページで説明をさせていただきたいと思いますので、お開きください。一番下の欄になりますけれども、歳入の減額ということで、ここには記載がございませんけれども、保育料の減免がメインの事業となっておりまして3歳以上児を対象といたしますが、第2子の保育料は半額に、第3子以降の保育料は無料ということとしております。保育園の保育料の減額分として7,400万円余を見込んでおりまして、事業の、ここにございます最初の黒四角の保育料減免事業(幼稚園分)となっておりますが、保育園と同様に幼稚園につきましても、通われる児童に対しまして減免をするものでございます。なお、その下に白丸で対象者として、第2子819人、第3子194人とございますが、済みません、これにつきましては、保育園のお子さんも入っている人数でございまして、減免の対象者全体の数字になっております。幼稚園にここの部分は限っておりますので、幼稚園分といたしましては、第2子が113人になります。ですから、保育園が706人でございます。それから、第3子が、幼稚園分は10人、保育園が184人ということでございまして、ちょっと明細の書き方が違って申しわけございません。失礼いたしました。金額にいたしまして、幼稚園の保育料の補助金といたしましては1,197万円を予定

しております。

なお、3歳未満児に対しましては、先ほど条例でもちょっとお話しいたしましたが、現在と同様に、本市独自の第2子の保育料10%減免と、それから第3子以降につきましては20%の軽減を継続して行うほか、次の黒四角の1日保育リフレッシュ事業ということで、3歳未満児を家庭で保育している保護者に対しまして、今現在基幹園で行っておりますデイ保育を1回無料で利用できることといたしまして、日ごろの保育から離れてリフレッシュしていただくこと、それからデイ保育という制度の周知を目的といたしまして、臨時保育士の賃金といたしまして計上させていただきました。

ページをおめくりいただきまして48ページをお願いいたします。保育講演会事業では、幼少期の家庭教育や保育の大切さを認識していただくために、地域単位で幾つかの保育園をまとめて巡回講演会を開催するとともに、それとは別に全市を対象といたしまして、今現在は7月5日を予定しておりますが、保育講演会を行うこととしております。

また、子育て支援センターと連携をいたしまして、えんぱーくで、幼児には保育園での活動を疑似体験していただきながら、保護者には同年代の保護者同士の情報交換の場を創出いたしまして、また日ごろの保育に悩むお母さん方もいらっしゃるかと思いますので、支援センターの保育士等が相談に乗るなど、育児の負担感や不安感を少しでも軽減できるように、親子でイクジー事業を計画いたしました。これにつきましても託児保育士賃金として計上させていただいております。

予算書の163ページにお戻りいただきまして、次の白丸、子ども・子育て会議運営事業18万1,000円につきましては、今回策定いたしました元気っ子育成支援プラン2の進捗状況等を検証するほか、新制度に移行する幼稚園等が出てきた場合に、その定員等について御意見をいただく等のために、子ども・子育て会議を年に2回開催するための委員報酬等を計上させていただきました。

○福祉課長 では次のページ、164、165ページをお開きください。3目ひとり親家庭福祉費、最初の白丸、 支援員報酬は、母子・父子自立支援員の報酬等になります。

次の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業、4つ目の黒ポツ、ひとり親家庭福祉事業補助金は、ひとり親しおじりが行う母子、父子、寡婦の各部会の研修会費や全体事業の親子体験教室等の事業補助金となります。下から3つ目の黒ポツ、ひとり親家庭児童生徒就学支度金は、ひとり親家庭の児童及び生徒の入学を祝うとともに激励するために、入学祝い金として対象児童1人につきまして1万円を支給するものです。次の黒ポツ、自立支援教育訓練給付金は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座、または就業に結びつく可能性の高い講座で市長が必要と認めた講座を受講する場合に、教育訓練の受講のためにかかります費用の一部を支援するものです。27年度はお二人分を予定しております。次の黒ポツ、高等職業訓練促進費は、看護師や介護福祉士などの資格取得のための養成訓練を受講する場合に、高等技能訓練促進費及び入学支援就労一時金を支給するものです。27年度は、看護師資格取得のための訓練の継続となる方、お一人分と、新規お二人分を予算計上させていただいてあります。

次の白丸、児童福祉施設費ですけれども、1つ目の黒ポツ、母子生活支援施設入所委託費は、虐待で保護いた しました母子が入所している自立支援施設の入所委託料になります。次の黒ポツ、助産施設入所措置費ですけれ ども、これは、児童福祉法第22条第1項の規定によりまして、経済的理由で助産施設へ入所する生活保護費受 給世帯1世帯の出産入院及び分娩介助に必要な措置費となります。

○家庭支援室長 それでは、次に4目家庭支援費をお願いいたします。あわせて予算案説明資料49ページをごらんください。予算書説明欄3つ目の白丸、相談員報酬536万4,000円でございますが、家庭児童相談員2人分の報酬等になります。家庭児童相談件数が増加する中で、2人の家庭児童相談員のうちフルタイム勤務でなかった1人につきましてもフルタイム勤務とするもので、児童虐待を初めとする家庭児童相談体制の充実強化を図るものです。

次に、予算書166、167ページをごらんください。167ページ説明欄、初めの白丸、家庭支援推進事業185万3,000円でございますが、2つ目の黒ポツ、養育支援員賃金55万3,000円につきましては、新たな事業として養育支援が必要な家庭に対しまして保健師、助産師等の専門職、また子育て経験者などを家庭に派遣をしまして、養育に関する指導、助言を行うというものでございます。母子保健事業との連携を強化しまして、安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整備するとともに、児童虐待の発生予防や深刻化の防止を図るものです。以上です。

〇こども課長 続きまして5目児童健全育成費でございます。児童館8館及び児童クラブの運営費と、新たに設けました放課後キッズクラブ運営費が主なものでございます。最初の白丸、嘱託員報酬5,336万1,000円及び次の白丸、職員給与費4,907万5,000円につきましては、児童館長7人と児童厚生員18人の人件費でございます。

次の白丸、児童館・児童クラブ運営費は、2つ目の中点、臨時職員賃金といたしまして1,192万3,000円ございますが、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当していただいておりますパート職員の賃金でございます。ページをおめくりいただきまして169ページ、上から7つ目の中点、洗馬児童館指定管理料でございますが、洗馬児童館の指定管理を塩尻市社会福祉協議会へ委託をいたしまして、複合施設を活用した利用者と児童との交流会のほか、地域の諸団体とも連携をした活動を展開していただいております。なお、来年度ですね、児童クラブの利用料を有料化することにあわせまして、開館時間を30分延長することに伴いまして、臨時職員賃金分12万6,000円が増となっております。下から3つ目の中点、備品購入費につきましては、吉田児童館分館が吉田原保育園に併設をされます。新たに建設されることに伴いまして必要な備品等を購入するものでございます。なお、放課後児童クラブ事業につきましては、現在6時30分までとしておりますけれども、来年度からは、有料化とあわせて7時まで延長することとしており、料金につきましては資料のほうにもございますけれども、6時までが2,000円、7時まで3,000円とさせていただくこととしております。以上です。

○教育総務課長 それでは、済みません。その下、児童館・児童クラブ施設改善事業でお願いいたします。こちらにつきましては、昨年度は塩尻東児童館整備事業がございましたが、今回その建設事業がなくなりましたので、昨年度に比べて2,340万円余の大幅な減額となっております。経常的な児童館・児童クラブの施設の維持管理等に要する経費でございます。私からは以上でございます。

○こども課長 続きまして白丸、放課後キッズクラブ運営費でございます。新規事業でございまして、放課後児童クラブが、昼間保護者が就労のために家庭にいない児童に限られているのに対しまして、こちらは、家庭に保護者がいてもですね、登録することによって放課後児童クラブと同様の活動ができるということで新たに制度設計したものでございます。この事業につきましても有料化とすることとしておりまして、金額につきましては、

6時までが3,000円、7時までが4,000円とさせていただきました。なお、事業の内容といたしましては、宿題ですとか集団遊びのほか、工作教室などの体験学習を計画しておりまして、地域の方々にも参画いただきながら安全・安心な子育て支援ができるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○家庭支援室長 次に、6目発達支援費をお願いをいたします。元気っ子応援事業386万9,000円でございますが、元気っ子応援事業を推進していくための経費になります。主なものとしましては、3つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼228万7,000円につきましては、小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門的な相談を行うための謝礼などでございます。以上です。

○福祉課長 では次のページ、170、171ページをお開きください。3項生活保護費1目生活保護総務費になります。最初の白丸、嘱託員報酬は、生活保護面接相談員と就労支援員の嘱託員報酬等になります。

3つ目の白丸、生活保護事務諸経費ですけれども、下から2つ目の黒ポツ、生活保護システム使用料は、生活保護にかかわりますデータ管理や給付事務等のためのハード、ソフトのリース料です。現在使用しているものは、平成22年度に備品としてハードとソフトを保守点検を含んで一括購入して使用してきております。ハードについては5年が経過し保守点検期間が終了することとなりますので、またソフトについては内容が改善されてきていることから、事務の効率化を図りたいという考えもありまして、ハード・ソフト補修管理を一体とした5カ年60カ月のリースを組みたいと考えるものです。現在のシステムは12月で保守が終了するため、1月から新たなリースとなるため、27年度予算では3月分を計上させていただいてあります。

一番下の生活保護適正化事業は、生活保護制度の適正運営を図るために電子レセプトの活用や点検による医療 扶助の適正化や、社会福祉主事資格の取得や研修会への参加など、担当職員の資質向上を図ろうとするものです。

次のページ、172、173ページをお開きください。2目扶助費、生活保護扶助費です。最初の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づき最低限度の生活を保護し、生活の向上が図られるよう援助するものです。27年、本年の2月末の生活保護費受給世帯数ですけれども、238世帯、受給者数は326人となっております。昨年同時期と比べますと、4世帯17人の減少となっております。次の中国残留邦人生活支援給付費ですけれども、こちらは、円滑な帰国の促進と永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき支援給付するもので、現在6世帯9人の方に給付を行っております。次の住宅支援給付費ですけれども、生活困窮者自立支援事業の居住確保給付費で説明いたしましたとおり、対象となる法律が変わることから、26年度末までに申請があったものについては生活扶助費で対応することとなりますので、その分を計上させていただいてあります。次の就労自立給付費ですけれども、昨年7月、生活保護法の一部が改正されたことによりまして、保護受給中の就労収入のうち、収入認定した金額の範囲内で改正法に定められた率の金額を仮想的に積み立て、保護脱却後の生活支援と、再度保護に至ることを防止するための支援金として廃止時に一括して支給することとなったもので、就労支援を行っております単身世帯、複数世帯それぞれ4世帯分を予算計上させていただいてあります。

次、1つ飛びまして、5項災害救助費1目災害救助費、応急救助諸経費ですけれども、これは、万が一災害が 発生したことにより被災した市民に対し支援を行えるよう、災害用慰金と災害応急扶助費を計上させていただい たものです。

○男女共同参画・人権課長 少し飛びますが、202ページ、203ページのほうお願いいたします。5款1項3目ふれあいプラザ運営費でございます。主なものですが、203ページの説明欄のほうお願いいたします。2

つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業です。それの2つ目の黒ポツ、講座託児保育士賃金ですが、これは各種講座を受講する方々の託児、これを行う保育士の賃金等でございます。次の黒ポツ、各種講座講師謝礼につきましては、女性の社会進出を促進するために資格取得講座、生活教養講座、就職活動また社会生活に役立つ各種講座を行っておりますけれども、そのための講師の謝礼になっております。この講師謝礼は、子育て世代の支援のための講座開催等の事業の一部を27年度予算で事業委託するという予算取りをする予定でございましたけれども、後の26年度補正のほうでお願いいたしますけれども、国の補正予算に対応するために、前倒しするために、例年より減額となっております。以上でございます。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けましたところの質疑を行います。委員の皆様から御質問はありませんか。

○副委員長 ファミリーサポートセンター事業ですけれども、基本的には、自宅にサポーターの人が来て援助してもらう制度っていうふうに考えればいいですか。

○子育で支援センター所長 両方の場合があると思います。もちろん依頼した会員のお宅に伺うという場合もありますし、援助会員のお宅で子供さんを預かるという、両方があります。

○永田公由委員 159ページの子育て支援センター事業の中で、ことしからお出かけ支援センターを開催する ということですが、市内5カ所ということですが、どういった場所を予定しているのか。また、対象となるお子 さんの年齢ですとか、家族構成だとか、そういったようなものがあるのか。また、具体的には年に30回という ことですが、どんな方法で計画されているのか、わかる範囲でお願いします。

〇子育て支援センター所長 開催する場所ですけれども、5カ所。宗賀児童館、塩尻東地区センター、それから塩尻児童館、野村公民館、それから広丘児童館の5カ所を予定しています。それぞれの対象の地区になりますけれど、例えば宗賀児童館でしたら宗賀と洗馬と楢川、塩尻東地区センターは塩尻東、北小野、それから塩尻児童館は高出、郷原、野村公民館が野村と片丘、広丘児童館は原新田と堅石で、大門地区にはえんぱーくに支援センターありますし、吉田地区も北部子育て支援センターがありますので、そちらでの今までどおりの対応ということで予定しております。

内容についてですけれども、6回、全ての回ですけれども、お出かけプレイルームということで、たくさんのおもちゃと、それから職員が行って、お母さんたちが自由に来ていただいて遊んでいただくスペースをまず確保するということ。その6回のうちの3回に講座を入れております。支援センターで人気のある講座といいますかね、ベビーマッサージと、それからリトミックと、それから図書館の司書さんですとかボランティアさんに入っていただいて読み聞かせと、3回の講座を予定しています。ベビーマッサージとリトミックについては、特にベビーマッサージは対象の年齢が3カ月から8カ月ということでちょっと限られていますし、今までも支援センターで行っていた事業ですので、そちらのほうは市全体からの、その近くの場所で受けてくださいということでさせていただきますけれど、対象の地区の人しか来てはいけないという事業ではありませんので、お近くの都合のいいところにお出かけくださいということでやっていきたいと思っています。

済みません、対象がありましたね。対象は、おうちで子育てしていらっしゃるお母さんたちということになりますので。支援センターは3歳までの未就園の子供さんたちが一応対象の事業ですけれども、例えば、2年保育でまだ幼稚園にも保育園にも行ってませんという子供さんも、もちろん対象には含まれます。

- ○永田公由委員 それと、これ、周知はどんな方法を考えておられますか。
- **〇子育て支援センター所長** ホームページですとかフェイスブックはもちろんですけれども、4月の15日号で 特集記事を組んでいただいて、そこで周知を図っていきたいと考えています。
- ○委員長 関連をして、1つお願いがあります。ちょっと私が今思い当たるのはこの東地区センターしかないんですが、社協さんから委託を受けて地域で子供の遊べるような子育て広場とかっていうのを各地区でやってると思うんですが、それと重ならないようにとかっていう日程調整を事前にしていただいて。多分、ああいう活動も年間10回、何月何日にどこで、どの場所でどういうことをするっていうのがあるので、やはり同じ地区であまり重なって同じようなことがあると、お互いに人を食い合いしてしまうっていうこともあるので、ぜひそこを考慮していただきたいと思います。お願いします。
- **○副委員長** 児童クラブのことなんですけども、今度始まるキッズクラブもそうですが、登録型にしてあって、 学校から直接その施設に行けるっていうことで安心な制度なんですけども、前の説明、全協か協議会、ちょっと 忘れましたけど、の中で、おやつの問題とか飲み物とかの問題がちょっとあったかなと思うんですけども、基本 的にはおやつとかは、その施設では出さないっていうことですか。
- **○こども課長** 御指摘のとおりですね、おやつは施設というか児童館の側から出すということはないです。 登録をされた、児童館の登録、キッズクラブの登録にいたしましても、登録をされた親御さんがお持ちい ただくというふうになります。
- **○副委員長** そうすると、親御さんが用意したものを児童館っていうか児童クラブへ預けておいて出して もらうっていう、そういう形ですか。
- **○こども課長** そういうことです。
- **○副委員長** そうすると何か、形としてはそういう形なんでしょうけども、個々がやるっていうことじゃなくて、例えば保護者会みたいなものが組織されて、そういうところでまとめて購入をするような形になっていくっていう運営でしょうかね。
- **○こども課長** これはですね、おやつっていうものですから、すごくイメージ的にですね、しっかりしたものっていうイメージがあるかもしれませんけども、例えばおせんべい、個装のですね、1枚ずつ入ってるような、あのおせんべい1枚とですね、それからほんとにジュースとかっていうくらいのものなんですね。なぜじゃあ全館でですね、まとめてそういうことをしないかっていうと、アレルギーの問題とかもございましたりしましてですね、それで、親御さんによっては、夕飯の影響が出るからうちは食べさせませんとかっていうお宅もあったりとかね、いろいろあるというのをお聞きしておりますけれども。今現在は、児童館によってですね、館の保護者会がまとめてやっているというところもあったり、それから、それぞれが大体多くは持って来ている、持って来ていただいている。要するに、親御さんがですね、子供さんを迎えに来たときに、これあしたの分ですとかって、あるいは1週間分だとかということでお持ちをいただいて、それを子供たちがおやつの時間になって食べてるっていうような実態だというふうに聞いておりますけども。
- **○副委員長** 何か、子供たちの社会、子供社会もね、複雑になってきていて、そういうもののあり方が子供の社会に影響を与えるような気も、ちょっと心配になったような気もしますが、問題なく運営されてい

けばいいなと思いますが。心配はないでしょうか。

○こども課長 そこら辺につきましては、おやつを提供する時間にもよりますけれども、各児童館とですね、児童館というか児童クラブを運営する館長を中心とした職員とですね、それから保護者会とでですね、話し合いを十分していただくようにということで予定しております。実際に、確かに低学年と高学年でもやっぱり違いますし、そこら辺のところを一律にですね、やることが可能なのかどうなのかというところも含めてですね、1年間やってみて、それでもう固定してやってくというよりは、その中で運営をですね、運営委員会みたいな形で保護者の皆さんとやるものですから、そこでまたある程度柔軟に考えさせていただければというふうに思いますけども。

○副委員長 やっぱり、学校の給食とはちょっと違いますけれど、特別に対応が必要な子供さんについては保護者が対応するっていうことは必要かなと思うんですけれど、全体を全部個々バラバラに対応するような形っていうのは、ちょっと集合でこうやって子供を預けようっていう親から見ても、ちょっと難しい対応に映るんではないかと思うので、1年間というスパンでじゃなくて、もう少し短いスパンで様子を見てみていただきたいなと思いますが、よろしくお願いします。

- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。
- ○永田公由委員 161ページの吉田原の保育園の建設事業の関係ですが、この中に、仮設園舎使用料5,000万というふうにあるんですが、仮設園舎はどういったものを予定されてるわけですか。
- ○教育総務課長 結構いいものです。構造としてはプレハブになりますけれども。一応この5,000万の中はですね、本体のリースが4,500万、あと整地等がですね、もともとの公園にあるものを移設とかは必要ですので、その費用が500万という形で一応今考えております。例えば昔のとか、今、そこの北側の駐車場に工事の現場の飯場みたいなものが建ってますけど、あれよりははるかにいいです。
- ○永田公由委員 保護者説明会もあるようですけどね、やはり一番これ夏の暑いときと冬の寒いときと、季節がね、極端に違う時期を通さなきゃいけないよね。だで、冷暖房まではいかないにしてもね、子供たちが熱中症になったとか何とかっていうような、そういったことがないようにね、きちんと対応してもらいたいと思うし、保護者にもきちんと説明して納得していただいた中で進めていただきたいと思います。
- **○副委員長** 保育園の保育士さんの構成なんですけども、嘱託員の保育士が198人で、正規の方が、保育士は85人でしたね。ですから、比率的に見ると、本当にこの嘱託員が支えているっていうか、嘱託員が多くなっているっていうのは見えるんですけれども、今の総枠の予算の中でやりくりするには、やっぱりこういう形でしかできないっていうことでしょうかね。正規をもっとふやしていくとかいうようなことはできないんでしょうか。
- **○こども課長** 非常に答えづらいんですが、現場の声としては正規をふやしていただきたいと、比率を上げていただきたいという気持ちはありますけれども、一番何がっていうふうになったときにはですね、お子さんについていただける保育士がですね、いるかいないかって言われたら、いたほうがいいというところの部分になってしまいますので。ただ、嘱託保育士と正規が1対2っていうこの割合でいるということがですね、非常に保育士確保の部分では難しいものがございまして、実際ことしも4月からの職員を何人か内定を出してですね、確保していたところが、横浜に正規が決まったからって横浜へ行ってしまったり

だとかですね、それも横浜に全然ゆかりがない方がですね、やっぱりそういう正規の道を求めて行かれて しまったりだとか、諏訪、安曇野のほうに決まったんでそちらに行きますというようなことで辞退者が出 るというようなことでですね、大変、保育士の確保が非常に難しいという状況の中で、いる保育士さんを より有効にですね、配置をしてやっていくということしか、今のところはしょうがないのかなというとこ ろで。課題としては持っておりますけども、これはどこの市町村でも同じような問題を抱えているんじゃ ないかというふうに思います。

○副委員長 何回もこれまでもそんなようなことをやり取りしてきたような覚えがありますが、市がね、保育に力を入れてきているという中で、保育園自体の構成を見ますと、やっぱり重層的にいろんな年齢層の保育士がいて、それで子供たちにチームとして保育に当たってくれるっていう、そういう体制が若い保育士を育て、そして次の世代に引き継いでいくというような、そういう循環ができるっていうふうに思うんですけど。これだけ嘱託保育士がふえてきている中で、嘱託の保育士さんも同じようにやっていってもらうしかないかなっていうふうに思うんですけども、処遇の改善もね、検討しながら、やっぱり人を配置しなければいけない場面だと思うので、そういうようなところには、そういう配慮をね、していっていただけるようなことをお願いしておきたいなと思います。

○委員長 私から1つお願いをします。保育所運営費、直接項目がここにあるわけではないんですが、今回この子ども・子育て支援の新制度に伴う入園申し込みについてという市が出されているところに、先日の一般質問でも取り上げられたんですが、育児休業中の取り扱いということで、塩尻市は年長児が対象となっているんですが、やはりここは、これから塩尻市がやろうとしてるという説明の中でとても矛盾を感じるところで、3歳までは家で育てるほうが望ましいというようなことが、今までの一般質問でも答弁をいただいたりしてるんですけれども、2人目を出産したときに、1人目が例えば未満児で、来年年少に上がる歳で1年間預けたり、それから年少で1年間預けた場合に、1年たつと、年長児でないと育児休業中に預けられないということは、離職をするか、未満児の子供を一緒に預けて復帰するかっていう選択肢しか、2つしかないと思うんですね。ここがとても私は矛盾してると思うので、ぜひこの年長児対象っていうのを外していただいて。いい会社はしっかり3年間育児休業っていうのをつけてくれるところがあるので、そういった職を離職することのないように、またその育児休業を認めていただいて保育園への入園許可をいただきたいと思うんですが、もう一度ここでお考えをお聞かせください。

○こども課長 今、委員長さん御指摘のとおりですね、確かに未満児についてはですね、家庭での保育を推奨しながらですね、育児休業の関係につきましては、上のお子さん、家で下のお子さんを見るんであれば、上の子も一緒に見てくださいということで、3歳、4歳児対象については、家庭での保育をお願いをするような状況っていうのが今あります。これにつきましては、委員長の御指摘のとおりですね、確かに年長児だけじゃなくてですね、3歳児、4歳児についてもそういう扱いができれば、下の生まれたばっかりのお子さんは家で保育ができてですね、上のお子さんは集団生活をそのまますることができるということで、確かにそういうよさがあるということも十分理解しております。ただ、例えば今回、諏訪市さんですね、そういう3歳児、4歳児というものもやりますよということを言ってるんですけども、諏訪市さんですとか、茅野市さんあたりのところは、幼稚園がですね、なかったり、1園しかなかったりというよう

な中と、本市のようにですね、幼稚園、私立の幼稚園が3つございまして、3歳以上児で保育が必要のない、要するに、今で言えば保育に欠けていないお子さんたちについては幼稚園を選ぶということもできるわけですね。そこのところを、安易に、3歳、4歳でも保育園のほうでですね、受ける、要するに、ある意味要件のないところで受けるということになるとですね、幼稚園のほうの運営を圧迫するということも一面はございますので、そこら辺のところにつきましては、今後幼稚園とも定期的にですね、情報交換をしていく場を設けたいと思っておりますし、認定こども園の関係もございますので、同じ俎上に上げてですね、考えさせていただく中でですね、その3歳、4歳の扱いについても一緒に考えさせていただきたいと思います。

○委員長 今、諏訪の話が出たんですが、諏訪市の場合はもう全く制限なしで入園させてくれるということなんですが、私が求めているのは、そうでなくて、一度入ったお子さんが、それで本来であれば、3歳以上児だと3年保育で入っていられるはずなのに、下の子供が育休中で見てるがために、一度退園しなければいけないというのはとても矛盾があると思うんです。そうすると、結局お母さんは、じゃあ私が仕事に戻るしかないっていう判断をしてしまうので、じゃあ未満児の子供を一緒に預けなければならないという形になるので、早急にここは結論を出していただいてというか、枠を広げていただいてそういう矛盾を解消していただきたいと思います。復職される方っていうのは、職種によっては夏ごろまでにはもう会社に戻るっていうことを決めたりとかしなければならないと思うので、この1年かけてなんて言ってると、既にまたそういうふうなことで悩んで、一緒に下のお子さんを出さなければならないという家庭がふえてくると思うんですね。先ほど、ちょっとページ忘れちゃいましたけれど、未満児室を常設するでしたっけ、広丘で保育園でふやすようですけど、そうやってどんどんふえてきて困ってるっていうんであれば、そうならないように制度を組みかえるっていうことも必要だと思いますが、いかがですか。

○こども課長 1つにはですね、来年度、今度入園をする際にですね、今、例えば4歳児のお子さんがいちして、3歳でもいいんですけれども、3歳のお子さんが上にいらしてですね、下のお子さんをここで生んだと。下のお子さんを家で見てるかわりに、その3歳のお子さんは、今例えば6月の段階で保育園に入っていたので、そのまま来年の3月までいさせてくださいっていうふうにした場合にですね、今度、下のお子さんを入れようとしたときにですね、その3歳のお子さんは今度、来年は4歳になるわけですが、そのときに、4歳、5歳にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるっていうことで、今度、入園の要件としてですね、プラスで見るんですよ。要するに、兄弟を同じ保育園に行かせてあげたいっていう選考基準になってるもんですから、そこの部分で、例えば途中から、本来であれば要件はないんだけれども、そのお子さんは1年間入っていたことによって、翌年の評定のときにですね、点数が加算されてしまうっていうことが出てくるもんですから。その部分でも、安易にただそこの部分だけで3歳児と、それから今回生まれたお子さんだけを家で見るために3歳児を見てあげればいいじゃないかという議論だけに済まないというところもあるということは御理解をいただいた上で、できるだけ早めにですね、委員長さんおっしゃるようにですね、1年とかって言わずに、できるだけ早く結論を出してですね、少なくとももう来年の入園の申し込みの段階ではですね、いずれにしてもどちらかの方向性は出していかなきゃいけないっていうふうには考えておりますけども。

○委員長わかりました。ほかにございませんでしょうか。

もう1点、いいですか。済みません。155ページの歯科検診のところなんですが、これも先日の一般質問で、虫歯の治療率が非常に低いということだったんですけれど、これ、保育園のほうで何か取り組みはされてますでしょうか。

○こども課長 実際、今まで受診した結果というものをですね、集計をして返す、フィードバックしているということがなくてですね、昨年から実際に受診をしてるかどうかというところを調査を始めたところです。それで、そういう中で、確かに受診率が低いというところでですね、各保育園ごとにですね、園長先生から各担任の先生を通じてですね、お子さんの、保育園児で自分では行かないもんですから、親が何しろそういう気にならなければ連れて行かないですね。行けば、どうせお子さんもすぐに嫌だっていうようなね、そういうところだもんですから、なかなか習慣づけができないっていうところでは、今からやってかないと、永久歯になったときにですね、歯科検診、歯科っていう、歯医者さんっていうものはこういうところだっていうところも教えいかなきゃいけないっていうこともありますので、そこにつきましては、今まで1回、こういう結果でしたっていうことで、歯医者さんに行ってくださいねっていう通知だけで終わっていたものをですね、今後は、それでしばらく一定期間をおいてですね、また、まだ行ってないようであれば催促をするような働きかけをしていくというふうにしております。

〇委員長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。

済みません、もう1点お願いします。163ページの先ほどのにぎやか家庭応援事業のところなんですが、デイの1回無料で体験っていうのがあるんですけれど、人に預けたことがある場合は、お子さんにしてもお母さんにしても、そんなに。1回無料券もらえてラッキーだったから使ってみようと思うんですけど、そうでない、今までそういう環境になく、初めて預ける方っていうのは、私、とってもね、利用した後のケアとかもしていただきたいと思うんですが。というのは、多分、初めて母から離れて何時間か人のところに預かってもらうと、その晩夜泣きしたりとか、年齢によっては、例えば後追いがひどかったりして、お母さんにすると、ちょっとの楽を得て、すごい苦労を抱えてしまうような部分もあるように思うんですね。私も以前にデイは利用させていただいたんですけど、預ける時間に行って、ちょっと引き継ぎしてお願いしますって言って、お迎えにだけ行くので、そういったところの部分がちゃんとお母さんのケアをしておいてあげないと、デイに預けることを印象悪くつけてしまうことがちょっと心配なので、そういったことを少し考えていただければと思いますが。預けることが、だから、決して悪いことではないので、どんどんこういうふうにね、うまく利用してもらえるといいなと思うので、1回で預けたことを後悔してしまうような形にならないようにケアをしていただきたいと思います。

- **○こども課長** そうしたいと思います。
- ○委員長 よろしくお願いします。ほかはよろしいですか。

では、ここで10分間休憩をとります。

午後2時18分 休憩

○**委員長** それでは、再開いたします。次に進みます。10款教育費1項教育総務費から4項幼稚園費までの説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、予算書262ページ、263ページお願いいたします。10款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費でございます。こちらにつきましては、地方行政組織の改正法の関係で設置が義務づけられました総合教育会議の運営に関する経費を見込んでいるものでございます。こちらにつきましては、市長それから教育長、それから教育委員4名によって組織をされる会議でございます。法の中では、オブザーバーとして学識経験者等を意見を聴取するために呼ぶことができるという形になっております。そのために、新年度予算といたしましては、学識経験者等の謝礼をおおむね3人分ほど想定をして計上して、2万1,000円の計上をしてございます。それから、費用弁償といたしまして教育委員の費用弁償と、あとその学識経験者の、もし御招待した場合の費用弁償という形で4万5,000円を見込んでおります。あと小雑貨等を購入するかもしれないということで消耗品費、あとお茶代等ということで食糧費、それから、こちらにつきましては教育の大綱を来年策定することになります。それの市民周知のためのですね、パンフレットの策定、こちらを印刷製本費で見込んでおります。それから会議録については、法の中でも会議録は公表せよという形になっておりますので、その会議録の作成委託料を見込みまして、34万3,000円で当面、初年度という形の中で運営をしてまいりたいというものでございます。

続きまして2目教育委員会費でございます。こちらにつきましては、教育委員会の運営に関する経費でございまして、経常的な経費でございます。来年度につきましては、来年、教育委員が2人改選となります。その結果、記念品等が通常よりもお一人分多くなっているという状況になっております。あとにつきましては経常的な経費でございます。

3目事務局費でございます。263ページの一番下の白丸、教育委員会事務局諸経費でございますが、今年度に比べまして310万円余の減額となっております。これは、25年、26年度で策定をしておりました教育振興基本計画の策定に関します委員報酬、それから調査委託料等が296万円ほど減額になっておりますために全体としては大きな減額となっているものでございます。

次のページへまいりまして264ページ、265ページで下の白丸、教育相談研究事業でございます。こちらにつきましては、予算説明資料44ページにもございますが、新年度から体制の充実を図りたいということでございます。この中で、教育相談研究事業の中の最初の黒ポツ、嘱託員報酬2名、こちらにつきましては、現在、小学校費と中学校費のほうで賄っておりまして拠点校配置になっております小学校向けの子と親の心の相談員、それから中学生向けの学校スーパーバイザー、このお二人を教育総務課に配置をしまして、現在の学校指導主事との連携、それから家庭支援室との連携等を図りながら、不登校対策等にさらに進めてまいりたいというものでございます。あと、相談員報酬については前年と同様でございます。なお、6つ目の黒ポツのところで講師謝礼がございますが、こちらにつきましては、現在日本語の不自由なお子さん、なかなか日本語は理解ができない、できにくいお子さんというのが、特に外国から帰っておいでになった方等で多くなっております。そういったことの中で、洗馬小それから広陵中学校に関してはちょっと今その児童がふえてきているというような状況がございますので、そちらについて日本語学校の講師としまして1名を増員して対応をしてまいりたいというふうに考えております。それから、一番下の黒ポツ、相談支援員派遣委託料でございますが、こちらにつきましては、2

6年度予算までは家庭支援室の予算という形の中で盛っておりましたけれども、相談支援員の経費、これはNP O法人に委託しておりましたが、あと不登校対策等の相談業務等でシルバー人材センター等にお願いをしていた 部分でございます。この委託料についても、教育総務課で行う教育相談事業で一手に機動的に動けるようにとい う形の中で対応してまいりたいという形の中で、予算の組み替えを図っているものでございます。

続きまして次のページ266、267ページでございますが、スクールバスの運行費でございます。こちらにつきましては、26年度から冬期の運用につきまして保護者の御要望も伺う中で充実を図ってきたところでございますが、来年度につきましても充実を図ってまいりたいという形でございます。また、下から3つ目の黒ポツ、運行委託料でございますが、こちらにつきましては、国土交通省のほうで出ております一般貸切乗合自動車の一応その目安の運行の委託料といいますか、運行料がございます。それにできるだけ合わせていきたいという形の中で、若干単価等が上がってきております。その結果といたしまして、運行委託料としましては26年度よりも210万円余の増額という形になっております。

続きまして次の白丸、結核対策事業につきましては、通常の結核検診等に要する経費でございます。こちらにつきましては、やはり先ほど外国児童の話もございましたが、結核蔓延国からの帰国のお子さんも見受けられますので、そうしたことの中で結核の感染予防に努めてまいりたいと思っております。

続きまして次の白丸、教育センター情報教育推進費でございますが、こちらにつきましては、西小の中に設けております教育センターの情報機器等の、特にサーバー等ですね、基本の使用料等が主体となっているものでございます。こちらについては、それぞれ長期継続契約等によって負担をしていっているものでございます。

○家庭支援室長 それでは、次の白丸、まなびサポート嘱託員報酬4,538万1,000円でございますが、 小中学校に配置をしております特別支援講師14人分と、家庭支援室に勤務をしております教育相談員2人分の 報酬と社会保険料になります。

次の白丸、まなびサポート事業1,949万3,000円でございます。こちらの初めの黒ポツ、教育支援委員会委員等報酬5人分26万8,000円につきましては、27年度から就学指導委員会を教育支援委員会に名称を改めまして、就学の決定のみならず、就学後の支援につきましても助言を行うなど、機能の拡充を図るもので、年8会の開催を予定しております。次の黒ポツ、臨時職員賃金1,884万1,000円につきましては、あわせて予算案説明資料49ページをごらんをいただきたいと思います。小学校に配置をしております支援介助員を、26年度より3人増員をいたしました18人分の賃金でございます。支援介助員を増員することで、小学校における適切な学習環境の確保を図るものでございます。以上です。

○教育総務課長 それでは、ページを改めまして268ページ、269ページをお願いいたします。引き続きまして、一番上の白丸、高等学校等振興事業でございます。これは、私立高等学校等それから各種学校等への運営についての補助金を行うものでございますが、私立高等学校運営補助金につきましては、今まで学校の施設整備費補助金という形で地元にございます都市大塩尻高校につきまして補助をしておりまして、これにつきましては経年的に減額をしてきております。来年度からは、この部分につきましてはゼロとするという形の中で全体的な運営費の補助金の縮減を図っているものでございます。

続きまして、次の白丸、嘱託員報酬でございますが、これは、学校給食費の徴収嘱託員の報酬1名分でございます。

続きまして、下の白丸、給食公会計事務諸経費につきましては、小学校、中学校それぞれの学校給食の運営に係る事務経費という形で、主は、給食費の口座差し引き等の事務手数料等でございます。こちらにつきましては、計上どおりのものでございます。若干、消耗品それから印刷製本費等につきましては、実態を見直す中でそれぞれ前年度より減額といたしまして経費の削減を図っているところでございます。

続きまして下の白丸につきましては、学校給食レシピ公開事業ということでございます。昨年の4月から一般に公開をいたしまして、当初100件でスタートいたしましたが、今120件超というような形で内容も充実を図ってきておるところでございます。この中の備品購入費につきましては、今、給食サイトにつきましてお料理の写真を撮っておりますけれども、やはりいかにもおいしそうなみずみずしい写真を撮るためというような形の中で、ちょっと来年、今、職員の私物に頼っている部分がございますので、そこについては一応カメラを購入したいという形で考えております。

続きまして、次の4目教職員住宅費でございます。こちらにつきましては、学校に勤務いただきます教職員住宅の管理等に要する経費でございます。こちらにつきましては、ことしからなんですけれども、随時、古い教員住宅につきましては、公有財産の縮減という形の中で解体をしてきてまいります。来年度も小曽部の原口堤のちょっと手前のところにありますが、そこの昭和50年建の木造住宅2戸、それから原新田にあります昭和52年建の木造モルタルの教員住宅2戸、それぞれにつきまして解体、撤去をした上で、財産処分を図ってまいりたいというふうに考えております。

〇男女共同参画・人権課長 それでは、次の5目人権教育費をお願いいたします。予算説明資料は56ページになります。1つ目の白丸、社会人権教育推進事業の1つ目の黒ポツ、社会人権教育を企画、推進しています社会教育指導員1名分の報酬でございます。4つ目の黒ポツ、人権同和教育集会所の清掃管理等を行っています臨時職員の賃金でございます。次、271ページのほうをごらんください。下から5つ目の黒ポツ、集会所管理委託料は、人権同和教育集会所の維持管理を地元運営委員会のほうに委託してございますけれども、その委託料でございます。次の講演委託料につきましては、豊かな心を育む市民の集いの開催に伴う講師の講演委託料でございます。一番下の黒ポツ、分館人権学習会・地区推進会議補助金でございますが、各地区や分館で開催していただく人権学習会の開催に対します補助金として交付するものでございます。

次の白丸、人権推進啓発事業でございます。2款の総務費のほうにありましたけれども、男女共同参画・人権 課のほうで統一的に人権推進、人権啓発事業を行っておりますので、こちらのほうに統合したものでございます。 主なものは、4つ目の黒ポツ、人権擁護委員協議会負担金でございますが、このうち20万1,000円余につ きましては、法務局の松本支局管内の人権擁護委員で組織されています松本人権擁護委員協議会の活動を支援す るため、人口当たり3円の負担金を支出するものでございます。残り6万7,000円は、同協議会塩尻支部の 10名の人権擁護委員さんの活動を支援するものとして支出するものでございます。その下の黒ポツ、犯罪被害 者支援センター負担金は、NPO法人長野犯罪被害者支援センターへ、活動支援といたしまして人口当たり2円 の負担金を支出するものでございます。これは、県を含め県内各市町村で活動経費の一部を負担しているもので ございます。以上でございます。

○教育総務課長 続きまして、下の段6目学校施設集中管理費でございます。こちらにつきましては、学校施設 集中管理室を設けまして、学校、保育園、それから児童館等の維持、管理等について迅速な対応を図っているも のでございます。最初の1つ目の白丸につきましては嘱託員報酬ということで、その集中管理室の嘱託員5人分でございます。チームを組みまして、1人は学校便という形で学校への郵便というんですかね、交換便の、学校、保育園の交換便を終日行っております。あと、大体2人組ぐらいでチームを組みまして迅速な対応をするという形になっております。

次の白丸の学校施設集中管理事業費につきましては、そうした業務に使います消耗品、それから営繕修繕のためのそれぞれの機材等の費用となります。この中で、下から5つ目の黒ポツ、学校管理委託料につきましては、これはシルバー人材センターに委託してございますが、いわゆる学校の用務員さんについてシルバー人材センターに委託をしているものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。272、273ページをお願いいたします。7目体験学習事業費でございます。こちらにつきましては、昨年度まで塩嶺体験学習の家事業費というような形の中で、体験学習施設としての塩嶺体験学習の家の維持管理費部分と、それからそこで行います事業費の部分、ソフト事業の部分を一緒でやっておりましたけれども、事務事業の見直しの中で、この塩嶺体験学習の家、それから伯茂会館につきましても青少年学習施設という形の中で青少年のほうで見ておりましたけれども、いわゆる両方とも中身としては同じ生涯学習施設ではないかという形の中で、新年度から所管が現在の社会教育課、それから新しい生涯学習スポーツ課のほうに移管となります。その関係で、その維持管理費に関する費用のほうは社会教育費のほうに持っていくと。それから、いわゆるこちらの教育委員会として行う教育のソフト事業の部分はこちらに残るという形の中で、今回、体験学習事業費という形で事業のリニューアルをしたというものでございます。

その結果、右側の説明欄でございますが、こども未来塾の運営事業費という形の中で385万7,000円を計上してございます。こちらにつきましては、それぞれのリーダー研修、それから生きる力を育む小学校体験学習等につきましての講師謝礼、それから消耗品等雑費、あと食糧費、それから宿泊合宿等に伴う賄材料費等を計上しているところでございます。また、リーダー研修、それから体験学習の総合コーディネート等につきましては、それぞれ業者、民間のほうにも委託をしておりますので、そちらが運営委託料ということで金額を計上させていただいております。金額につきましては、昨年度と同様でございます。なお、ここで省きました、いわゆる先ほどの社会教育費に行く部分につきましては、予算書の309ページのほうでまた維持費部分は載せさせていただいておりますので、これは後ほどになりますが、改めて別途説明をさせていただきます。

それから、次の8目地域連携事業でございます。こちらにつきましては、新年度からの新しい事業という形の中で、今回策定をいたしました教育振興基本計画の中でも地域連携をしながらのコミュニティスクール等を視野に入れた地域と学校との協力体制の構築ですとか、あるいは、キャリア教育を行うためのデータあるいはキャリア教育の手法等についての、これから構築をしていきたいという形の中で新しい事業を起こしたものでございます。

まず、説明欄、嘱託員報酬につきましては、地域連携コーディネーターということで嘱託員を1名雇用するということに伴う報酬でございます。

次の白丸、地域連携教育推進事業につきましては、キャリア教育支援協議会という形で、いわゆる民間の方、 それから学識経験者、それからキャリア教育に対する造詣の深い方等をお招きをいたしまして、塩尻のキャリア 教育がどうあるべきか、それから、具体的にキャリア教育の受け皿となる、例えば企業なり、個人なり、そうい ったものの皆さんをある程度データベース化してですね、学校の現場で生かしやすいようにする。それから、学校でどういうキャリア教育に対するニーズがあるのか、そういったものも掘り起こして、それに対応をしていく。というような形の中で、キャリア教育の支援協議会を発足させたいというふうに考えております。その委員の報酬。それから、そのキャリア教育とか、あとコミュニティスクール化に対する講習会の講師等をお呼びしてですね、そこら辺の啓発もしてまいりたいというふうに考えております。また、小中連携、小中一貫の関係でございますが、印刷製本費になりますけれども、特に楢川地区につきましては学校の規模、小中学校がそれぞれ小さいという中で、小中一貫あるいは小中連携に対する地元の意向のアンケートというのをやりたいというふうに考えております。これにつきましては、ちょっと時期的には来年ちょっと全く新しく事業が始まりますので、来年後半を予定しておりますけれども、楢川のエリアの全世帯対象にアンケートを考えております。といったような形で、印刷製本費等を考えております。その発送用等の郵送料をここで計上させていただいております。

それでは次のページ、274、275ページをお願いいたします。2項小学校費になります。こちらからは主に小学校、市内小学校9校のそれぞれ運営等に関する経費を計上させていただいております。

まず1目学校管理費でございます。こちらにつきましては、全般的な学校全般に関する経費を見ておりますけれども、まず最初の白丸、学校医等報酬でございます。こちらにつきましては、学校医、学校薬剤師の報酬と、あと嘱託員の報酬という形で8人分をそれぞれ計上させていただいております。こちら学校医につきましては、新年度新しい取り組みといたしまして健康管理医とですね、あと運動器検診医という2つのお医者様をですね、お願いするという形になりまして、とりあえず運動器検診医につきましては試行ですけれども、28年度以降への配置を目指しましてちょっと様子を見てまいりたいと。あと、健康医につきましては、これいわゆる普通の一般事業所ですと産業医というのがいまして、例えばそこに勤めている方の全般的な健康管理ですとか、あるいは悩みの相談等に当たっていただくような業務がありますけれども、ちょうどその学校版という形になります。本市では設置がありませんでしたが、全県を見てみましても設置がふえておりますので、本市でも設置をするというものでございます。

続きまして次の白丸、小学校管理諸経費でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように各学校の施設、設備等に関するもの、それから光熱消耗等に関する費用等を計上しているものでございます。 次のページ、276、277ページをお願いいたします。一番最初の白丸、小学校施設改善事業の1つ上の黒ポツですが、辰野町塩尻市小学校組合負担金が計上してございますが、これは前年度より160万円余の増額となっておりますが、主要なものといたしましては、起債の償還の元本償還が始まった部分がございますので、その部分でふえている部分がございます。

それから、次の白丸、小学校施設改善事業でございますが、こちらは、小学校施設の施設管理等に関するもので、営繕費、それから一般工事等になっております。こちらにつきましては、工事につきましては、大きなものといたしましては、小学校につきまして網戸の設置事業を実施していくという形の中で400万円ほど見込んでございます。

それから次の白丸、小学校補助交付金につきましては、例年実施しております特別行事等に関する交付金、それからスケート教室等、それから職員派遣研修等に関する経費につきまして補助をして、それぞれ事業の推進もしくは保護者負担の軽減等を図るものでございます。

続きまして次の白丸、学校安全支援事業でございますが、学校周りの安全に関する部分という形の中で、大きなものといたしましては、地域児童見守りシステムの運用管理に関する管理委託料でございます。その他、備品それから消耗品等、学校の安全のための地元との現地視察等を踏まえながら行ってまいりたいというふうに考えております。

次の白丸、小学校英語活動サポート嘱託員報酬につきましては、外国語の支援講師という形、国際理解講師という形で5名を雇用しているものでございます。

次、ページを改めまして278、279ページ。続きまして小学校英語活動サポート事業は、こちらは、主は、 民間企業での人材派遣会社を通しました外国人による英語指導を行うための委託料が主なものでございます。こ ちらにつきましても前年とほぼ同額でございます。現在は、吉田小学校を拠点校にいたしまして1名の方をお願 いしているところでございます。

続きまして、1つ飛ばしまして学校施設非構造部材耐震化推進事業でございますが、こちらにつきましては、昨年度は大きな改修事業といたしましては小学校のプール改修ということで、吉田小と桔梗小学校のプールの本体の工事を行っておりますが、来年度につきましては学校施設の非構造部材という形の中で宗賀小の貯水槽、それから西小の体育館のつり天井について改修をしてまいりたいということでございます。こちらの西小学校のつり天井につきましては、上のキャットウオークって言うんですかね、ぐるりと、下のフロアじゃなくて上の2階部分を回って歩くところが、そこら辺の上あたりのところにあるつり天井なんですが、従前の国交省規準のつり天井の改修規準では面積要件があったんですが、300平米ですかね、それよりも大きいものは直しなさいというのが国交省規準で、国交省の補助金が出たと。今回、文科省の規準が出ておるんですが、そこについては面積の設定がないと。では、どんなものでも直せという形になってきておりますので、この場合、面積的には以前のものからは小さいんですが、追っかけですけれども、学校の体育館は避難場所にもなりますので、改修をしてまいりたいというものでございます。

続きまして次の白丸ですが、25、26の2 π 年度の予定という形で26 を実施いたしました小学校特色ある教育活動事業交付金、これも9 校分で1, 800 π 円を前年度と同様に計上しているものでございます。26 年度の実績を踏まえ、また他校の状況等、それからその効果等を踏まえる中で、各校がまた27 年度の事業を計上してまいりましたので、その査定の上で今回同額を計上させていただいたものでございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。こちらにつきましては、それぞれ学校教育の一般的経費のほかに、 特に教育に関する部分について経費を計上しているものでございます。

最初の白丸、教育振興諸経費でございますが、ほぼ前年と同額の計上でございますが、この中で、上から4つ目の黒ポツ、放課後おさらい教室委託料でございます。こちらにつきましては、昨年度まではこども課の予算という形で、いわゆる子供たちの居場所事業の一環という形で扱っておりましたけれども、今年度からはですね、いわゆる放課後の居場所活動とあわせて、いわゆる学習活動の場としての活用、そういったものも考えたいという形の中で、所管を私ども教育総務課のほうに移しまして予算計上しているものでございます。あわせて、そのすぐ上の傷害保険料、これにつきましてもあわせて計上しているものでございます。下から2つ目の黒ポツ、教材備品購入費等につきましては、こちらについては理科備品等の補充、改善等を図っていこうとしているものでございます。

続きまして次の白丸では、教育振興扶助費でございまして、就学援助費、特別支援教育就学奨励費について想 定をしているものでございます。就学援助費につきましては300人、それから特別支援教育就学奨励費につき ましてはおおむね40人の想定でございます。

次の白丸、小学校情報教育推進費につきましては、各小学校に配置をしておりますパソコン等についての経費を計上してございます。この中で、まん中の黒ポツ、ネットワーク設定業務委託料につきましては、木曽楢川小につきましてセキュリティ強化のためのプログラムの導入等、設定の変更等を行うものでございますが、今まで電算機器使用料の中で一緒くたにしておったものを委託料として表出しをしたものでございます。

続きまして次の白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、来年度、小学校の教科書が4年に一度の更新、 見直しって言うんですか、教科書の見直しになります。一斉更新になりますので、それに伴います消耗品、それ から教材備品という形で購入をしようとするものでございます。そのために、前年に比べまして3,300万円 余の大幅な増という形になっております。教科書、それから指導書、それから準拠教材、それからデジタル教科 書、いわゆるコンピューターのソフトウェアになりますけども、そういったものの購入を図ってまいりたいとい うふうに考えております。

次のページへお願いいたします。280、281ページでございますが、3目給食施設費でございます。小学校の給食に関するものでございますが、最初の白丸、嘱託員報酬は、栄養士それから調理員、栄養士2人、調理員14人に対するための嘱託員報酬。それから職員給与費につきましては、栄養士3人それから調理員17人のそれぞれの給与でございます。と、それに伴う保険料等でございます。

次の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、給食の実際の提供に要する経費でございます。こちらにつきましては、主なところでは黒ポツの5つ目、消耗品費でございます。こちらにつきましては、毎年計画的に給食食器等を更新しておりますが、来年度につきましては、メラミンの食器を塩尻東、西、桔梗、広丘、吉田、宗賀のほうに更新をかけます。若干数が多くなりますので、そこが前年に比べて230万円ほどの増額という形になっております。それから、そのさらに5つほど下、給食費、黒ポツ、給食費がございます。こちらにつきましては、いわゆる給食の食材費に当たるものでございます。2億1,300万余の金額になっておりますが、こちらについては、昨年度に比べて1,900万円ほど減額になっております。この減額になっている理由でございますが、この白丸の項の一番下から4つ目のところに炊飯加工業務委託料というものがございます。これは、今までいわゆる炊飯費、御飯代という形で一括でやっていたんですが、いわゆる経費の性質上、給食費っていうのはいわゆる原材料、食材費なんだけども、炊き賃なんですね、御飯の炊き賃を食材として扱うのはどうかという形の中で予算の見直しをいたしまして炊飯加工、要は御飯を炊くだけの業務委託という形で予算の費目を改めさせていただいたものでございます。ですので、この分が若干外出しをされておりますので、その部分のみ食材費としては減るというような形になっております。それからあと、下から2つ目の黒ポツ、備品購入費につきましては、老朽化なり調子のよろしくない厨房機器等について更新をしていくというものでございます。

4目洗馬小学校建設費でございますが、洗馬小学校の大規模改修事業でございます。こちらにつきましては、 26年度で設計を行いまして、27年度実際の工事という形になっておりまして、昨年に比べて約2億400万 余の予算的には増額となっております。学校の中の外装、それから内装、それから電気等の施設設備、それから 補正予算で計上させていただきますペレットストーブの関係、そうしたものを一括して工事に当たらせていただ きたいというふうに考えております。

続きまして、ページをめくっていただきまして282ページから283ページ。こちらにつきましては、3項中学校費1目学校管理費になります。こちらからは中学校の関係になりますので、小学校で御説明した部分については若干割愛をさせていただきます。学校医等報酬につきましては、中学校につきましても先ほどの産業医に当たるお医者さん、それから運動医についてこちらも計上しております。また、上から3つ目の黒ポツ、外国語指導助手につきましては、JETという日本国際化協会ですか、ちょっと正式な名前忘れてしまいましたが、JET派遣の皆さんの人件費をこちらで計上しております。塩尻と丘と広陵中に配置をしてございます。

次の白丸、中学校管理諸経費につきましては、小学校費と同様でございます。それぞれ学校の運営費等についての光熱費等について計上してございます。一番下の黒ポツ、外国語指導助手配置事業委託料、こちらは、民間の人材派遣会社のほうから先生を委託してございますが、こちらにつきましても、2名の方について西部中と楢川中の方について、こちらの人材派遣会社のほうからお願いをしてございます。その経費ということで昨年度と同額を計上してございます。続きまして次のページ、284、285ページをお願いいたします。こちらについて、まん中辺のところですが、黒ポツの下から3つ目、塩尻市辰野町中学校組合負担金。こちらについては、100万円余の負担金の増額になっております。こちらにつきましても、平成24年度に実施をいたしました耐震改修に伴う起債の償還の元本分が始まってまいりまして、その結果としまして負担金が若干ふえてきているものでございます。

次の白丸、中学校施設改善事業でございますが、こちらにつきましては、昨年度に比べまして4,600万円余の大幅な増額になっております。この主要な原因がですね、一番下にございます用地取得費でございます。この用地取得費は、広陵中学校の北側にございます一般もしくはPTA用の駐車場になっておりますが、大体3,900平米ぐらいありますけれども、そこのところにつきまして、やはり地権者の方から、これはもう学校がある限りはずっと、現在賃貸で借りているんですけれども、学校がある限りはずっとのものになるので処分をしたいということの中で買い取ってくれないかという形の中で、これも随分長いこと御要望いただいておりますが、今回予算化を図りまして取得をしてまいりたいというものでございます。それで3,300万円余。あと、エアコンの設置工事という形で丘中学校と西部中学校の給食調理室のほうにエアコンを整備いたします。これで、中学校についてもエアコンは整備完了という形になってまいります。

中学校補助交付金、学校安全支援事業につきましては、小学校と同様でございます。

ページを改めまして、286、287ページをお願いいたします。まず、学校施設非構造部材耐震化推進事業でございますが、こちらにつきましては、やはり大きなものというのはないんですが、学校の中で、主はガラス物でございます。ガラスブロックといって、明かりとりや何かのところで使ってある、ガラスブロックや何かも使ってある学校もあります。そういった部分につきましても、やっぱり避難経路や何かに当たっている部分もありますので、そういうところの改修、それから、ガラスの飛散フィルムの張りつけ等を実施する予定でございます。こちらにつきまして1、240万。昨年度に比べて皆増でございますが、こちらの事業を実施する予定でございます。

また、特色ある教育活動交付金につきましては、5校分実施をするという形で1,000万円の計上で、引き 続きでございます。 続きまして2目教育振興費につきましては、小学校費と同様でございます。

2番目の白丸、教育振興扶助費につきましては、就学援助費は150人、それから特別支援教育就学奨励費につきましては30人を一応予算的には想定をしているという形になります。いずれにしましても、小学校費も同様ですが、所得の状況の把握がこれから進んでまいりますと、それなりの人員、それから必要な金額の変更というものもあるかと思いますので、また補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、次の白丸の中学校情報教育推進費につきましては、各中学校に配置しておりますパソコン等の使用料が主なものでございます。

次の白丸、新学習指導要領対応事業につきましては、例年とほぼ同額でございますが、教材備品購入費で前年に比べて120万円ほど多くなっております。これにつきましては、武道教育の関係で、西部中で今まで武道の関係なんですが柔道をやっておったんですけれども、柔道を教えられる先生がいなくなってしまうという形の中で、武道の授業のほうを剣道にするという形になってきております。そういう形の中で、一応剣道の、何て言うんですかね、防具一式を35セットという形の中で、新規で計上します。それが大きな増額となっております。

続きまして3目の給食施設費につきましては、それぞれ給食従事者のそれぞれの報酬、給与、それから給食運営時のそれぞれの事業費という形になっております。こちらにつきましても次のページ、288、289ページでございますが、次のページの4つ目の給食費につきましても、同じ、説明欄の今度は下から3つ目の炊飯加工業務委託料が新規でこの中から分かれて別計上となっておりますので、若干の給食費の減少がございます。ということで、以上でございます。

○こども課長 続きまして4項1目幼稚園費をお願いいたします。私立幼稚園支援補助金といたしまして3,5 14万円余でございますが、私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに保護者負担の軽減を図るために、市内の児童が通園をいたします市外の幼稚園も含めて補助をしておるものでございます。最初の中点の私立幼稚園運営費補助金609万円は、市内の幼稚園3園に定額の補助、これは80万円になりますが、それから園児数割、1人当たり9,000円の補助を、また市外の幼稚園7園には、園児数割の9,000円を補助するものでございます。児童数は410人、市外の80人を含みますけども、を見込んでおります。次の中点の私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。2,845万円ですが、保護者の所得状況及び通園の児童数に応じて補助をしているものでございます。対象となります児童は258人と、前年度比46人増で見込んでおります。次の中点、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金の60万円は、私立幼稚園で心身に障害のある児童を受け入れた際に、1人につき月額1万円の補助金を交付して私立幼稚園への就園を支援しているものでございます。幼稚園費につきましては以上です。

○**委員長** 1つお願い申し上げます。特色ある教育活動事業の26年度の実績と、それから27年度の新しい計画の配付をお願いします。ここで10分間休憩とします。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

先ほど説明を受けました部分について質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

- **○副委員長** 総合教育会議運営事業っていうので、さっき説明のところにあったかもしれないんですけど、ちょっと私が聞き漏らしたか、開催回数はどのくらいになりますか。
- ○教育総務課長 一応当面は、定例的に開催するものとしては2回を予定しております。予算的にはもう1回、何かのときという形の中で、予算の想定の中では3回分をとってあります。
- **○委員長** ちょっと関連して。学識経験者3人の方をオブザーバーということだったんですが、どういった方を 想定されてますか。
- ○教育総務課長 あまりあってはいけないことなんですが、例えば裁判的な例えば弁護士さんですとか、そういったのは想定として出てきます。あるいは、学校の制度的な部分という形の中で、例えば県教委ですとか、あるいは国の方とか、そういったような方ももしかすると呼ぶかもしれない。あるいは、地元の有識者を呼ぶ可能性もあります。ですので、一応旅費や何かについても、一応、東京、長野等を想定しております。
- **○委員長** 会議が2回か3回行われる中で、毎回毎回、場合によって呼ばれる方が変わることがあるということですか。
- ○教育総務課長 もともと教育総合会議は、構成員は首長と教育長と教育委員、もしくは、経過措置の中ですと、 首長と教育委員という形になりますので、オブザーバーの皆さんは経常的に必ずいる人ではないという形になり ます。ですので、例えば1回目にやった会議でこういうような課題があった場合に、じゃあ例えば法的にはどう かとかいうような形について深く突っ込んだお話を伺いたいとかというときに、じゃあ次回お呼びしましょうと か。あるいは、何か事件のようなことが起きた場合に、同時に、例えば法曹的な見地からの御判断を参考に聞か せていただきたいという形の中で聞かせていただきたいというような形ですので、メンバーとしていつもその人 がいるという形では想定しておりません。
- ○委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。
- 済みません、もう1つお願いします。市内の小中学校の建物、校舎とか体育館のセキュリティについてお伺い したいんですが、侵入者が入った場合、警備会社に連絡が行くように、全ての小中学校のそれぞれの建物がなっ てるかどうか、今の現状をお聞かせください。
- ○教育総務課長 一応、安全システムを。警備会社へ通報される、発報されるシステムは全部入ってますので。 不法侵入があった場合には、通報が警備会社へ行って、警備会社確認の上で、必要があれば私どもへ報告が来る と。あるいは、警察へ話が行くというような形になっています。
- **○委員長** 再確認ですが、校舎と体育館と別々についてますか。例えば、体育館にうまく侵入したら体育館は入れるとかっていうことは考えられないでしょうか。
- ○教育総務課長 基本的に体育館の場合には、社会体育や何かでも使われるパターンがありますので、結局、解除をして入らなきゃいけないとかっていうことがありますので、基本的には本校舎が対象になってると思います。
- **〇委員長** じゃあ、体育館はついてる学校とついていない学校があるっていうことですか。
- ○教育施設係長 体育館につきましては、セキュリティの設備は導入されてございません。校舎につきまして導入ということになります。
- **○委員長** わかりました。
- ○永田公由委員 269ページの給食の公会計の関係ですけど、これを導入して収納率は向上してますか。

- ○教育総務課長 ちょっとまだ26年度末の状態はちょっとまだあれなんですけれども、25年度決算では若干上がっております。たしか99.72だったかな、75か、たしかそこら辺だったと思いますので。その前が、99.5幾つとかだったか。ちょっとそこら辺、正確な数字ですので、係長から答弁させます。
- **○学校給食係長** 昨年度の収納率ですが、99.75%です。その以前ですが、平成24年度は99.53%、 平成23年度は99.59%、平成22年は99.51%ですので、全体の収納率は0.2%ほど上がっております。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、もう1つお願いします。271ページの人権教育推進事業の中で講演委託料ってなってるんですが、 ただ講師をお呼びする講師謝礼じゃなくて、どこかに講演自体を依頼するということでしょうか。

- ○男女共同参画・人権課長 ある程度有名なと言いますかね、そういう講師を呼ぶ場合には、直接の依頼じゃなくて、こういう講師の依頼会社っていうんですかね、そちらのほうへ委託をしてということになります。
- **○副委員長** 地域連携教育推進事業の関係で、キャリア教育推進のためっていうことで説明がありましたけれど も、具体的にどんなことをイメージすればいいんでしょうか。
- ○教育総務課長 今の状態でも、各学校でいわゆるキャリア教育、いわゆる体験学習ですね、いろんな形でやっています。例えば、畑を借りて野菜をつくったりとか、あるいは企業へ見学兼幾らかアルバイト的に働いてみたりとかということをやってるんですが、今の現状ですと、例えば体験学習をやりたい企業のほうへ、うちの学校の生徒行かせてもいいですかっていうような形、あるいは企業の側では、学校からそういうインターンシップで生徒さんが来たら、いっぱい教えてやることあるんだけどなあって思ってるんだけども、じゃあ学校の誰に言っていいかわからないと。学校のほうは学校のほうで、例えば中学だと3年の担当となった先生が、自分のコネクションだとか、あるいは在校生の親だとか、あるいは今までやった実績だとかって、そういったところでつてを頼ってやってるという形の中で、じゃあ学校として新しい人が来たときに、その例えばコネクションというのは途切れてしまうとかですね、あるいは、こういうことをやってみたいなと言っても、その受け手が果たしているものかどうかわからないというような形になっています。そういうところの中で、そういった担い手になってもいいていう個人とか企業とか、そういった人たちをまずは集約して、こういうことをやってもいいという人がいますよということ、それから、学校としてはこういうこともやりたいんだけど、こういうことをお手伝いしてくれる企業とか個人はいますかねというような形の中で、新しいそういった取り組みをしたいときに、さあどうしようという形になってしまう。という形の中で、学校からのニーズ、それを拾い上げていく。それをマッチングさせてやって、よりよい体験的な学習ができるようにするというのが、これが1つです。

それから、キャリア教育というのが、単純に1回、中学3年生になって自分でちょっと行ってみたいなと思った業種のところへ行って、1日、2日行って、皆さんの様子を見て、それで帰ってきて、ああ行ってきたなといったときに、じゃあ、それが何がものになっているのか。だから、インターンシップを提供する側に、こういうことを主眼にしてやったらその子供の学習になる。ただ単に行ってきたっていうだけではなくてですね、行ってくることに意味とか、あるいはそれをどういうふうにその子の今後の社会人としての生き方なりに反映させていけるのか。そのためには、どういう導き方をしてあげるか。それを、例えば今までのところでは、どっちかと言うと、出してやった企業側とかに丸投げをしてしまう、学校としては丸投げをしてしまう。学校で、じゃあ、帰

ってきてどうでしたかっていう、例えば感想文か何かを書いたとして、その感想文に対してどういう指導をするのかという部分というのは、それもまだ統一的にどういうふうにやるというのはわかっていないわけです。やってるとこもあるかもしれないし、それがやられて、じゃあ全市統一してやられているかというと、そういう方向ではない。ということの中で、キャリア教育の取り組み方、意欲の持たせ方、それのフィードバックの仕方、それを社会的な学習機会をどうその子供たちに、それから引き続きやっていくか、そういったものについてもっと塩尻オリジナルって言うんですか、塩尻の統一的なものを見つけてやっていきたいというのが、その1つの中でキャリア教育のプラットフォームを構築したいということであります。そのためにも、やはり、例えば企業なり学校なりの、学校の事情もわかってるし企業なんかとうまくマッチングができるような、そういう人や何かをうまくコーディネーターとしてうまく活用できればいいのかなというのが、一応今の時点での思いです。

- **○副委員長** そうすると、そのコーディネーターのような役割をする人は、教育総務課とかに籍があって、各学校のニーズとつなげていくような仕事に当たるということですか。
- ○教育総務課長 当面、来年度については教育総務課に1名の想定です。今後については、実際、あわせて学校の地域による学校支援、コミュニティスクールの考え方を導入していきたいと思っておりますので、そのためにはやはり中学校区に1人ぐらいを配置する機会が1回ないといけないのかなというふうには考えております。
- ○永田公由委員 277ページの小学校の英語活動の関係ですけどね、これはあれですか、市内の小学校全校でやられてるわけです。
- ○**教育総務課長** 国際理解講師は、兼務になるんですけれども全校に入っております。
- **○永田公由委員** それで、その教材っていうようなものは、どういったものを使ってるわけですか。教科書でき ちんとあるわけです。
- ○教育総務課長 小学校ですので、まだいわゆる学習指導要領準拠教材っていうのはない形になりますので、講師の皆さんが手づくりをしたりとか、あるいは、今まで学校の中で引き継がれてきているものっていうのがありますので、そういったものを活用したりとかしたりしていると聞いております。
- ○永田公由委員 それで、成果っていうかね、どういうような成果が上がってるのかっていうことは、各学校から報告は受けてますか。
- ○教育総務課長 この外国語指導教師に関しては、毎年1回、ついこの間、私どもやりましたけれども、講師の 先生方と私どもと教育長も含めてですね、面接をさせていただいてます。そういうところの中で、例えば今の子 供たちの状況がどうかとかですね、あるいは、小学校ですので、これから中学校へつなげていくにはどうしたらいいかとかですね、そういった課題の提起ですとか、そういったこともあわせてですね、お伺いをしてきているという状況になります。ですので、高学年の子供たちについては、やはりこの外国語支援講師と、あとALTが 巡回するような形になるので、なじんでいく。いわゆる英語を聞くこと、話すこと、書くことっていうのはちょっと別、ちょっとまだ小学校の段階では書くことまでは行かないんですけれども、聞くこと、話すこと、あるいは物おじをしないような、フレンドリーさって言うんですかね、そういうフランクさというものについては効果があるというふうに伺っています。ただ、それが今度、授業として英語を中学校へやっていくときに、それについてじゃあどういうふうにつないでいくような形をすればいいか。中学校の教育とのすり合わせ、そういったものについてはやはり課題があるというお話は伺っております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、私から。先ほど配っていただきました特色ある教育活動事業の中で幾つかお伺いをしたいと思うのですが。例えば小規模の学校で、生徒数が少ないということで宿泊費という使い方を2年連続でされてるところがあるんですが、こういったところが、次の年にこれだけのお金が交付されないとなると、どういう形で継続していくのかなと思うんですが、そういったところは、どのようにお聞きになってますでしょうか。

○教育総務課長 こちらの学校につきましては、昨年度も被災地へ行かれたという形で、今年度については、昨年度については自然災害の怖さ、自然災害への備えというような形を学びたいということでそちらに向かわれた。今年度は、事故、人為的な災害に対する今度はどういう取り組み、あるいは長くかかる、いわゆるハードウェア的に、建設的に復興をさせて終わりというわけではない大変さというのがあるというような形の中で、それを学習したいということで、今年度も向かわれたいということで、校長先生としても非常に強い意欲を示されて、私どもも、こちらの予算化する前には当然全学校の部分からヒアリングをさせていただいて、その内容等をお話を伺う中で、当然見直し等をした事案もありますし、これについてもどうなのかと、教育効果としてどうなのか、実際2年しかやらないよねっていう話は当然させていただきました。そういった形の中で、学校としては、ことしも成果の冊子を学校でつくりまして、私どものほうにも1冊いただきましたけれども、そういった冊子で実際どういうことを考えたのか、どういうふうにこれから生かしていかれるのかっていうような子供たちの声とかをまとめて、そういった資料として残している。あるいは、当然行ってきた写真ですとかあるいは動画ですとか、そういったものも持って来ているという話を伺っておりますので、そういったものでまた後年度、例えば来年の新入生ですとか、その次の生徒たちには引き継いでいけるのではないかと。特に、小さいエリアだからこそ、何て言うんですかね、人とのつながりや何かとか、あるいは、みんなで協力してやることの大切さだとか、そういったものは重要だというようなことを引き継いでいきたいというようなお話でございました。

○委員長 ぜひ、この行ったお子さんたちだけじゃなくて、これから新たに入学してくるお子さんに先輩たちはこういうとこに行ったよって、こういうことを学習したよっていうことを、残された資料等でずうっと引き継いでいただけるようにしていただきたいということをお願いしていただきたいということと、ちゃんとそういうことがされてるかというのもチェックをしていただければと思います。今回気になったというか、ほかの学校のを見渡して、なあんだ、楽器買っていいんだって楽器を買ったところがとっても、今回2年度は、なんだ、それよかったんだ、通るんだって、多分気がついて申請を出された学校もあると思うんですけど、これ楽器とかって、やはり当然使っていると劣化してきて使えなくなっていってしまうものなので、こういうものはぜひ、こういう形でお金が入ったときじゃないと買えないよっていうのではなくて、楽器購入費という形で予算が盛ってもらえるような形を、備品購入費ということでね、しっかり枠をとっておいていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 確かにおっしゃるとおりだと思います。予算のですね、編成の中で各学校の中からも、まず学校から予算要求をいただきます。そういった中で予算の枠とかですね、そういったものを考えながら我々も予算査定をしていく中で、やむを得ず苦渋の涙をのみつつ、我慢してねって言わざる得ない部分ございますので。学校によって楽器の編成とかですね、使っている楽器がいろいろ違いがきてるものですが、一律というわけにはいかないんですけれども、私ども事務方としても、学校のためになることですので努力はしていきたいと思ってお

ります。

- ○委員長 よろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。
- **○副委員長** 学校の給食費なんですけども、物価の値上がりっていうんですか、いうようなことがあって、よそのところで給食費、親御さんの負担する分が引き上がるっていうような話を聞いてるんですけど、塩尻市ではどうでしょうか。
- ○教育総務課長 昨年度、消費税の値上がり分という形の中で上げさせていただいております。今の予定では、 多分その食材費云々の話は確かにありますが、今のところ上げる考えはございません。ただ、これが10%になった場合、食材費がですね、その場合はちょっと考えなければいけないかなと思っていますが、今、法律のほうもちょっと先延ばしされておりますので、その様子を見てという形になりますので、お願いいたします。
- ○永田公由委員 281ページの洗馬小学校の大規模改修の件ですけど、これはあれですか、いわゆる発注は、 一括で発注してやるということでいいですか。
- ○教育総務課長 係長から。
- ○教育施設係長 発注方法につきましては、この3月、市の業者選定審査会で一応決定をしていただくということになります。金額も大きいものですので、その辺、御検討いただくポイントにはなるかとは思いますけども、まだ現時点でははっきり決定はされておりません。
- **○副委員長** 学校施設の非構造部材耐震化推進事業で、防火水槽の耐震化が宗賀小ですか、で組まれているんですが、各校にそういうものはあると思うんですけど、耐震化については宗賀小だけが対象ということですか。
- ○教育総務課長 済みません、説明が悪くて。これ、防火水槽ではなくてですね、学校のところにある飲み水やなんかが入っている水槽です。上にあったりとか、校庭にあったりとか。
- ○副委員長 水道のタンクだったね。
- ○教育総務課長 そうです、そうです。ですので、今回、ほかにも直さなきゃいけない学校、若干やはり外装がですね、硝子繊維とかのプラスチックでできている部分のやつがありまして、相当傷んできているものがあります。やはり飲料水とかを供給しているタンクですので、耐震性も含めて、やっぱ経年的な、何て言うんですかね、改築というか改装というんですかね、それをしなければいけませんので、ここだけではございません。また実施計画なんかの中でも一応見込んではございます。
- ○委員長 ほかにございませんでしょうか。
- もう1点、お願いします。279ページの新学習指導要領対応事業で、指導書のことをお伺いします。以前に もお伺いしたことあると思うんですが、指導書が教科担任の先生のところしかなくて、例えば小学校だったら、 音楽の先生のところに1冊しか学校に与えられなくて、担任の先生が音楽の授業をする場合とかもあって、指導 書が1冊しかなくてとても先生たちが困ってるという声を聞いたことがあるんですが、そういったことは、新年 度のこの予算は解消されるんでしょうか。
- ○教育総務課長 基本的に、指導書等についてはですね、学校からの要望をベースにして計算をしております。 ですので、一応、今学校にいる先生方から御希望をいただいて、その上で買わさせていただきますので、多分大 丈夫ではないかと思うんですが。
- ○委員長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。5項社会教育費から4目図書館費までの説明を求めます。

〇社会教育課長 それでは、予算書288ページから289ページ、5項社会教育費1目社会教育総務費を御説 明申し上げます。予算説明資料では50ページになります。あわせてごらんください。1つ目の白丸、生涯学習 支援事業には576万円余の計上をさせていただいております。生涯学習の機会や情報などを提供することで、市民の生涯学習の推進を図るための経費となっております。

ページおめくりいただき291ページ、1つ目の白丸、全国短歌フォーラム事業1,759万円余ですが、第29回全国短歌フォーラムin塩尻及び学生の部の開催のための経費です。次の黒ポツ、企画演出委託料732万円余ですが、NHKエデュケーショナルへの短歌フォーラム企画運営のための委託料です。3つ目の黒ポツ、全国短歌フォーラム事業負担金920万円ですが、短歌フォーラム実行委員会への事業実施のための負担金です。なお、平成27年度の全国短歌フォーラムは、一般の部は9月26、27日、学生の部は11月28日にそれぞれ開催する予定です。

次の白丸、文化会館運営事業1億3,700万円ですが、市芸術文化の拠点施設であります塩尻市文化会館の管理運営及び芸術文化鑑賞事業等を実施するため、指定管理者であります一般財団法人塩尻市文化振興事業団に 委託するための指定管理料です。

次の白丸、文化会館改修事業2億4,181万円余ですが、開館20年を経過する文化会館レザンホールの大・ 中両ホールの調光装置など照明設備の改修工事、工事監理などが主なものです。2つ目の黒ポツ、音響設備借上 料2,016万円ですが、平成24年度に実施した音響設備改修に伴うリース料です。

その下の白丸、成人式運営事業85万円ですが、成人式を開催するための経費です。一番上の黒ポツ、記念品代33万円余ですが、参加した成人者に成人式の記念品として手渡す記念写真代です。一番下の黒ポツ、成人式実行委員会負担金28万円余ですが、実行委員会による企画運営及び式典運営経費等に充てるものであります。

次の白丸、公民館分館施設整備事業158万円余ですが、これにつきましては、各区から年度ごとに要望があります公民館分館の新築、増築、改築、耐震診断、改修等の整備事業に対しまして、その経費の一部として補助金を交付するものであります。平成27年度は、日出塩分館ほか1件の改修工事の申請があり、その事業費の2分の1を補助金として交付いたします。補助金の内訳につきましては、予算説明資料50ページにございます。

続きましてその下、白丸、地域文化啓発発信事業30万円ですが、市内の偉人や文化などを書籍として発行することで、市の貴重な文化資産としてのものを継承するもので、27年度はワイン物語の執筆の謝金を計上させていただきました。

次の白丸、吉田西防災コミュニティセンター運営事業155万円ですが、塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの管理運営のための指定管理料であります。

ページをおめくりいただき、次に社会教育費2目総合文化センター管理費について御説明いたします。1つ目の白丸、総合文化センター管理事業3,938万円余ですが、市の生涯学習の拠点施設であります塩尻総合文化センターの管理運営のための経費です。上から7つ目の黒ポツ、営繕修繕料61万円余ですが、消防施設の修繕及び経常的な修繕費であります。中ほどの黒ポツ、施設整備点検委託料182万円余ですが、電気関係保守点検、自動ドア保守点検などの、安全に施設が運営できるための点検委託料です。その下の黒ポツ、管理業務委託料2,099万円余ですが、総合文化センターの清掃、警備等の管理委託料です。

次の白丸、総合文化センター改修事業ですが、総合文化センターは建築から既に34年が経過しており、当初から設置されておりますエレベーターの使用部品等の交換、耐震対策を行うリニューアル工事であります。

続きまして、5項社会教育費3目公民館費について御説明いたします。予算書は292ページから297ページまでです。予算説明資料50ページとあわせてごらんください。予算書293ページ2つ目の白丸、公民館事業4,259万円余ですが、中央公民館及び地区公民館10館の管理運営のための経費です。一番下の黒ポツ、地区館長報酬643万円余、おめくりいただき295ページ1つ目の黒ポツ、分館長報酬715万円、2つ目の黒ポツ、分館主事報酬520万円ですが、それぞれ地区公民館長10人分の報酬、分館長65人分の報酬、分館主事65人分の報酬となっております。上から6つ目の黒ポツ、学級講座講師謝礼182万円ですが、中央公民館及び地区公民館10館で実施いたします各種教室、講座、講演会等の講師の謝礼です。下から8つ目の黒ポツ、公民館事業委託料1,475万円余ですが、地区公民館10館の事業運営のための委託料です。

次の白丸、学校開放事業185万円余ですが、学校施設を開放いたしまして生涯学習の場として提供するとともに、学校開放講座を開設するための経費であります。5つ目の黒ポツ、特別教室棟委託料141万円余ですが、 塩尻西小、塩尻西部中学校の学校開放時の維持管理をするための管理委託料であります。

次の白丸、公民館施設管理事業513万円余ですが、大門地区公民館、高出公民館など10地区の施設管理運営のための経費であります。

ページをおめくりいただき、中ごろの白丸、大門地区センター建設事業4,797万円余ですが、昨年度計上させていただいた実施設計、地質調査の委託料は、国の社会資本整備交付金が減額されたため、27年度に改めてここで計上させていただきました。2つ目の黒ポツ、設計委託料1,215万円ですが、大門地区センター建築のための実施設計業務の委託料であります。4つ目の黒ポツ、建設工事ですが、現状建造物の解体にかかわる工事請負費です。最後の黒ポツ、用地取得費ですが、大門地区センター建設のため、塩尻市土地開発公社が先行取得したものを買い戻すための費用です。以上です。

○市民交流センター長 それでは同じページ、続きまして4目図書館費お願いいたします。説明欄、白丸の1つ目、嘱託員報酬ですが、えんぱーくで働いております司書及び読書アドバイザー等の18名分となっております。

1つ飛ばしまして、図書館事業諸経費ですが、後に続きます主要事業を除いた図書館運営の諸経費ということになります。主なものと言いますか、大部分は、3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金55名分になります。本館及び分館及び学校図書館で働いている司書、職員の賃金ということになります。主なもので、下から2つ目の消耗品費ですが、もろもろの消耗品費ではありますけれど、その中で、ブックスタートを例年行っております。4カ月児健診のときにですね、絵本をプレゼントしておりますけれど、次年度からは、2冊目を3歳児健診のときにあわせて配りたいということでセカンドブック事業を開始したいと考えております。その費用が含まれております。

それから、めくっていただきまして、白丸で最初の市民読書活動推進事業につきましては、下のほうにあります PTA 親子文庫活動補助金等、市民の読書活動を支援するための予算となっております。総額では60万円余でございます。

その後の古田晁記念館諸経費ですが、これも古田晁記念館を維持管理運営するための諸費用ということになります。1つ目の臨時職員賃金等ということになりますが、めくっていただきまして301ページ、同事業の説明がずっと続いておりますけれど、下からその4つ目ですね、記念館修繕工事というのがあります、226万8,

000円。登録有形文化財に指定されているということで、文化財としての修繕を行っていかなければならない わけですけれど、老朽化が非常に激しい中でですね、必要最低限の修繕工事をここで行いたいということで予算 化させていただいております。

続きまして、本の寺子屋推進事業ということで、本の寺子屋及び図書館講座等の諸事業の費用でございますが、 信州しおじり本の寺子屋につきましては、次年度4年目ということになります。第五次の計画にあわせまして、 次年度は、同じ予算の中でございますけれど寺子屋の子供版をスタートさせたいというふうに考えております。

続きまして最後になります。図書館サービス基盤整備事業ですが、消耗品費725万5,000円ありますが、 資料費ということで雑誌代、それから新聞代等の費用が占めております。それから2つ飛んでいただいて、図書 データ作成等委託料につきましては、パソコンで図書データを皆さん検索して利用していただいておりますけれ ど、それのためのデータを購入しなければならないわけですが、その作成委託料ということになっております。

続いての図書館システム使用料365万ですが、例年800万余払ってまいりましたが、次年度に限り再リースでいきたいということで額が減っております。これは、次年度、えんぱーくが、えんぱーく内のIT関係のネットワークのほうを、先ほど交流支援課のほうで説明があった部分ですが、入れますので、そこにシステムをくっつけていただく関係がありますので、こちらを後追いにしたというような事情もございます。それから、下から2番目の備品購入費1,500万円余ですが、地下に閉架書庫がございます。3ブロック電動書庫が備わるわけなんですが、1ブロック分、今まだ入っておりません。その部分の閉架書庫を購入する費用として計上してございます。最後は図書購入費ということで3,000万円計上してございます。よろしくお願いします。

〇委員長 以上、説明を求めた部分で、委員の皆様からこういった資料が欲しいとかっていうものはありませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本日の審査はこれまでといたします。

午後4時03分 閉会

平成27年3月10日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 宮田 伸子 印